

# 強盗致死傷罪の要件に関する判例 及び裁判例の分析的検討

吉野 太人<sup>\*</sup>

- I はじめに
- II 論点整理
- III 判例及び裁判例の分析的検討
- IV おわりに

## I はじめに

刑法 240 条（以下「強盗致死傷罪」ともいう。また、以下特に断りがない限り「240 条」とする。）は、同法 236 条の強盗罪の加重処罰規定であり、同条の適用の可否が被告人の量刑に大きな影響を与えるところ、判例実務は、基本的には強盗の機会に強盗犯人の行為により死傷結果が生じた場合に同条を適用する機会説に立つとされることから、具体的事件において、強盗の機会か否かが争点とされることが多い。しかし、判例や裁判例には、この強盗の機会性を判断するという文脈の中で、強盗犯人による死傷の原因となる行為（以下「原因行為」という。）が強盗の際に行われたのかという、文字通りの強盗の機会性を判断するもののほか、240 条を適用すべき原因行為と認められるのかという原因行為性、又は、原因行為と死傷結果との間の法的因果関係を判断するものが混在する。さらに、これに関連して、原因行為に求められる主観的要件について検討するものも存在する。

もっとも、判例及び裁判例は具体的事件において検察官及び被告人・弁護人に

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 16 卷第 3 号 2017 年 11 月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科特任教授

よる攻撃防御の上、強盗犯人に対し240条を適用すべきか否か等の重要な争点に関する判断が集積されているものであるし、その判断に当たっては当時まで蓄積された先例も参考にされているであろうから、判例及び裁判例には、一定の判断枠組みや方向性が存在していると思われる。

そこで、本稿では、まず240条に関する論点を整理し(Ⅱ)、次いで、強盗の機会性、原因行為性等の客観的要件、原因行為に求められる最低限の主観的要件といった項目毎に、判例及び裁判例を整理・分析・検討し(Ⅲ)、最後に検討結果をまとめた(Ⅳ)。なお、検討の際には、論点の錯綜を防ぐため、いわゆる事後強盗致死傷罪の適用に関するもの、及び、判例学説上解決をみている死傷結果に故意がある場合の240条の適否に関するものについては検討対象から外した。

本稿のうち意見にわたる部分はもとより私見である。

## Ⅱ 論点整理

### 1 強盗致死傷罪の構成要件

240条は、「強盗が、人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。」として、強盗致死傷罪の構成要件を定めている。

この点において、240条の適否は、「強盗が」「人を」「負傷」又は「死亡」「させた」という構成要件該当性の問題であるから、240条適用のためには、強盗の際、単に人に死傷結果が生じただけでは足りず、原因行為及び原因行為と法的因果関係のある死傷結果が客観的要件となることに異論はないといえる<sup>1)2)</sup>。

- 
- 1) 例えば、中野次雄「強盗致死傷罪・強盗強姦罪」佐伯千仞ほか編『総合判例研究叢書刑法(10)』191頁(有斐閣、1958)、団藤重光『刑法綱要各論』594頁(創文社、第3版、1990)、藤木英雄『刑法講義各論』299頁(弘文堂、1976)等参照。
  - 2) 原因行為と死傷結果との間の法的因果関係が必要であるのは、「原因行為」という名称が用いられていることから明らかである。なお、大塚仁『刑法概説各論〔第3版増補版〕』231頁(有斐閣、2005)231頁、大谷實『刑法講義各論〔新版第4版〕』251頁(成文堂、2013)、前田雅英『刑法各論講義〔第6版〕』207頁(東京大学出版会、2015)、山中敬一『刑法各論〔第3版〕』334頁(成文堂、2015)、中野・前掲注1)191頁等参照。

## 2 原因行為性に関する学説の整理

そこで問題は、原因行為性、すなわち、原因行為に求められる性質は何かという点となるところ、学説には、大きく分けて、①手段説<sup>3)</sup>と②機会説<sup>4)</sup>、①と②の折衷説として、③密接関連性説<sup>5)</sup>と④拡張手段説<sup>6)</sup>等がある。

### (1) 手段説

手段説は、原因行為は強盗の手段である暴行・脅迫であることを要するとの説であり、強盗致死傷罪が結果的加重犯規定であることをその理論的根拠とする<sup>7)</sup>。

手段説に対しては、その理論面に対し、240条が、「よって」(刑法181条1項参照)という結果的加重犯規定の用語を用いていないことから<sup>8)</sup>、同条は、強盗罪の結果的加重犯に限られない<sup>9)</sup>との批判がある。また、実質面ないし具体的適用の場面において、窃盗犯人による刑法238条所定の目的から出た暴行・脅迫行為又は財物盗取目的で人を昏睡させる行為から死傷した場合に強盗致死傷罪が成立することとの均衡を失する<sup>10)</sup>との批判がされている<sup>11)</sup>。

3) 香川達夫『刑法講義各論〔第3版〕』531頁(成文堂、1996)。

4) 団藤・前掲注1) 594頁、藤木・前掲注1) 299頁等。

5) 大塚・前掲注2) 231頁、大谷・前掲注2) 250頁、前田・前掲注2) 207頁、山中・前掲注2) 332頁、中野・前掲注1) 183頁。

6) 例えば、西田典之『刑法各論〔第6版〕』186頁(弘文堂、2012)、山口厚『刑法各論〔第2版〕』236頁(有斐閣、2010)、曾根威彦『刑法各論〔第5版〕』138頁(2012)、神山敏雄「強盗致死傷罪」中山研一ほか編『現代刑法講座(4)』290頁(成文堂、1982)、佐伯仁志「強盗罪(2)」法学教室370号(2011)90頁、橋本正博『刑法各論』222頁(新世社、2017)等。

7) 香川・前掲注3) 531頁。

8) 団藤・前掲注1) 594頁。

9) 判例(大判大正11年12月22日刑集18巻815頁)、通説。なお、藤尾彰「判批」別冊ジュリスト117号(1992)78頁参照。

10) 西田・前掲注6) 186頁、山口・前掲注6) 236頁、佐伯・前掲注6) 89頁、井田良「強盗致死傷罪」阿部純二ほか編『刑法基本講座(5)』130頁(法学書院、1993)。

11) 手段説は支持を失っているとの指摘として、井田・前掲注10) 130頁。なお、手段説を更に発展させ、強盗致死傷罪の重い刑罰を正当化する真の事案に240条の適用を限定すべきとの観点から、強盗の手段たる暴行・脅迫から死傷結果が発生し、かつ、当該暴行・脅迫の固有の危険が実現したことまでも要するとする「新しい限定説」として、川口浩一「刑法240条の適用範囲——新しい限定説の提唱——」姫路法学36号(2002年)33頁以下参照。

## (2) 機会説

機会説は、原因行為が強盗の機会に行われたことを要し、かつそれで足りるとする<sup>12)</sup>。理論的根拠としては、前記のとおり、240条が結果的加重犯特有の用語を使用していないこと、実質的根拠としては、強盗の機会には死傷結果を伴う残虐な行為が多くなされることを挙げている<sup>13)</sup>。

機会説に対しては、具体的適用の場面において、①強盗犯人が、被害者に対する私怨を晴らすために、強盗の機会を利用して殺害した場合<sup>14)</sup>、②強盗の共犯者同士が犯行の機会に仲間割れし、共犯者を死傷させた場合<sup>14)</sup>、③強盗犯人が逃走の際に誤って赤ん坊を踏み殺した場合<sup>15)</sup>等にまで強盗致死傷罪を成立させることとなり、強盗致死傷罪の成立範囲が不当に広がるおそれがあると批判されている。また、前記根拠のみでは、強盗罪と死傷を惹起した罪との観念的競合を越えた重い法定刑を正当化できないとも批判されている<sup>16)</sup>。

## (3) 折衷説

そこで、強盗の機会における原因行為の性質に一定の要件を付し、240条の適用範囲を限定しようとするのが折衷説である。

そのうち密接関連性説は、原因行為とは、強盗の機会においてなされた行為であり、かつ、少なくとも被害者に向けられた強盗行為と、性質上、密接な関連性を持つ行為、あるいは、強盗に通常付随する行為であることを要するとする<sup>17)</sup>。

一方において、拡張手段説は、密接関連性説は原因行為性の基準が不明確である<sup>18)</sup>とし、強盗致死傷罪の加重処罰を正当化するには、基本的には手段説が正

---

12) 団藤・前掲注1) 594頁。

13) 団藤・前掲注1) 594頁。

14) 密接関連性説からは、大塚・前掲注2) 230頁、拡張手段説からは、西田・前掲注6) 186頁、山口・前掲注6) 235頁、曾根・前掲注6) 138頁、本文後記の全体としての強盗行為説からは、中森喜彦『刑法各論〔第4版〕』129頁(有斐閣、2015)。

15) 例えば、山中・前掲注2) 332頁。

16) 例えば、山口・前掲注6) 236頁。

17) 大塚・前掲注2) 231頁、大谷・前掲注2) 250頁、前田・前掲注2) 207頁、山中・前掲注2) 332頁。

18) 山口・前掲注6) 236頁等。

当であるとしつつ、事後強盗致死傷罪の成立範囲との均衡を図る等の観点<sup>19)</sup>から、強盗の機会における原因行為とは、強盗の手段たる暴行・脅迫及び事後強盗類似の状況における暴行・脅迫、つまり、拡張された手段であることを要するとする<sup>20)</sup>。

さらに、240条によって加重処罰すべき原因行為をより実質的に考える観点から、全体としての強盗行為説（強盗行為説）と危険実現説が提唱されている。

強盗行為説は、前記折衷説によっても、具体的な事案において必ずしも合理的かつ真に限定的な240条適用・排除理由を説明することができていないとの見地から、強盗犯人の強盗行為の際に生じた死傷結果が、「(全体としての)強盗行為」により生じたと言える場合には、強盗致死傷罪の加重処罰に値するとして、同罪の成立を肯定する見解である<sup>21)22)</sup>。

危険実現説は、強盗致死傷罪を強盗の遂行に伴う高度の危険性が実現した場合を捕捉する規定と解し、その保護範囲は強盗の機会に発生したすべての致死傷をカバーするものではなく、少なくとも死傷の結果が財物の奪取、確保、維持、そして犯行後の逃走のための行為から、その遂行の障害となる者に発生する必要がある、死傷の結果を生じさせることが、強盗遂行の目的に直接、間接に役立つ者に結果が生じた場合には、強盗致死傷罪が成立するとする<sup>23)</sup>。危険実現説は、強盗行為説と類似するものの、前者は後者と異なり、強盗の遂行に伴う高度の危険性を伴う行為こそが原因行為であるとし、さらに、原因行為に最低限求められる主観的要件として、当該危険性の認識（認容）を求めており、具体的には強盗

19) 橋爪隆「強盗致死傷罪について」法学教室 432号 (2016) 104頁。

20) 西田・前掲注6) 186頁、山口・前掲注6) 236頁、曾根・前掲注6) 138頁、神山・前掲注6) 290頁、佐伯・前掲注6) 90頁等。

21) 平野龍一『刑法概説』210頁(1977、東京大学出版会)、平野龍一「刑法各論の諸問題(10)」法学セミナー(1973) 51頁、林幹人『刑法各論〔第2版〕』220頁(東京大学出版会、2007)、中森・前掲注14) 130頁、伊藤渉「強盗罪」法学教室 292号(2005) 90頁、安田拓人「強盗」法律時報 85巻(2013) 1号 40頁、橋爪・前掲注19) 106頁。

22) 例えば、橋爪・前掲注19) 106頁によれば、強盗行為説にいう「強盗行為」とは、強盗犯人による、①強盗の手段たる暴行脅迫、②一般的に強盗の遂行にとって有用であり、又は反抗抑圧状況に乗じて行われた行為、③強盗が終了した直後に、逃走を容易に、又は財物を確保するために行われた暴行脅迫行為という一連の行為を指すとする。

23) 井田・前掲注10) 131頁。

の手段たる脅迫から死傷結果が生じた場合には240条の適用を否定する<sup>24)</sup>。

#### (4) 各説の検討

(1)～(3)は、具体的事案において240条適用による加重処罰を正当化するためには、強盗と致死傷との関連性をどこまで求めなければならないのかについての考え方の違いである<sup>25)</sup>。(1)は他説に比べ、最も強い関連性を求めたものである。(2)はその規範上、原因行為に絞りをかけない。しかし、(2)は240条の適用が正当化される強盗の機会における死傷結果といえるのかという観点から、強盗の機会性の判断に重きが置かれ、例えば、(2)を採用する判例は、後記のとおり同判断の中で強盗と致死傷との関連性をも実質的に検討している。これに対し(3)は、各見解が求める原因行為による死傷結果こそが240条による加重処罰が正当化される前記関連性があるとの価値判断に基づいている。

そして具体的事案に対する240条の適用において、各説にさほどの差はない。確かに、強盗犯人が逃走中に追跡してきた被害者を殺傷した場合、(1)は240条の適用を否定し<sup>26)</sup>、(2)は肯定するというように違いが生じるものの、(2)及び(3)のいずれに立つかによって、具体的事案における240条の適用の可否に必然的な差異が生まれるというよりは、強盗の機会性、原因行為性及び原因行為と死傷結果との間の法的因果関係及び原因行為に最低限求められる主観的要件<sup>27)</sup>の各捉え方によって結論に差が生じているというべきである<sup>28)</sup>。

---

24) 井田・前掲注10) 136頁。強盗行為説は当該場合に240条の適用を肯定する(平野・前掲注21)「諸問題」52頁、林・前掲注21) 222頁、伊藤・前掲注21) 90頁、橋爪・前掲注19) 17頁。

25) 山口・前掲注6) 235頁。

26) 近時、(1)の手段説の立場からも、結果的加重犯である強制わいせつ致傷罪に関する最決平成20年1月22日刑集62巻1号1頁及び同決定の調査官解説(三浦透「判解」最判解刑事篇平成20年度22頁)の解釈を応用し、強盗犯人が逃走中に被害者に死傷結果を生じさせた場合にも、強盗手段行為の持つ危険性が発現したといえるときには240条を適用できるとの見解も提唱されている(安田・前掲注21) 40頁以下及び南由介「刑法240における強盗の機会の時間的・場所的限界について」鹿児島大学法学論集49巻(2015)2号127頁)。

27) 暴行の故意を要するのか、当該故意を要しないとした場合において、少なくとも脅迫の故意で足りるのか、当該故意で足りるとして、死傷結果に対する未必の故意は要するのか、あるいは、単なる過失で足りるのかといった点に関する問題を指す。

したがって、重要なのは前記各論点の捉え方如何であり、次のとおり、判例及び裁判例はいわば広義の強盗の機会性の判断において各論点を検討しているといえ、本稿においても、論点毎に判例及び裁判例を整理・検討することとする。

### Ⅲ 判例及び裁判例の分析的検討

#### 1 判例及び裁判例の概要

判例及び裁判例は、Ⅱ 2(2) (機会説) の実質的根拠を挙げた<sup>29)</sup>上で、基本的には同説に立つ<sup>30)</sup>。そして、その多くは、強盗の機会性の判定において、原因行為が強盗の際に行われたのかという意味での強盗行為と原因行為との時間的場所的關係を検討し、さらに、両行為の關係性・関連性等に着目して原因行為の性質を検討し、原因行為と死傷結果との法的因果關係を検討し、240条の加重処罰

28) このような指摘として、井田・前掲注10) 130頁以下参照。

例えば、本文中の(2)説(機会説)に対する批判として挙げた①(私怨目的)、②(仲間割れ)及び③(誤って幼児を踏み殺す)の講壇事例について考察すると、機会説に立っても、強盗犯人は240条の客体に該当しないと解釈(内田文昭『刑法各論〔第3版〕』293頁(青林書院、1996)、佐伯・前掲注6)90頁)をとれば、②について240条の適用を否定することとなるし、原因行為の主観的要件について暴行の故意を要すると解すれば(団藤・前掲注1)595頁)、③について240条の適用を否定することとなる。

そして、①については、本文Ⅲ 6(5)のとおり、機会説以外の立場からも240条の適用を認めることができる。

また、③についても、強盗犯人の物色や逃走行為等の行為に原因行為性を認め、さらに、原因行為の主観的要件に必ずしも傷害の故意を要しないとすれば、密接関連性説でも240条の適用を肯定し得ることとなる(山中・前掲注2)331頁、なお、前田・前掲注2)207頁も参照。)し、拡張手段説に立っても、強盗犯人の目的にかかわらず、当該状況の下、強盗犯人が逮捕を免れ、罪償を隠滅し、財物の取り返しを防ぐために必要とみられる行為を拡張手段と捉え、主観的要件として、致死傷結果に対する過失で足りると解すれば(神山・前掲注6)290頁)、同条の適用を肯定すべきことになる。

なお、強盗行為説及び危険実現説に立っても③の原因行為性は肯定し得るものの、これらの論者は主観的要件で③は240条の適用を否定する(橋爪・前掲注19)107頁、井田・前掲注10)132頁)。

29) 大判昭和6年10月29日刑集10巻511頁(「強盗の機会に於いては致傷致死等の如き残酷なる行為の伴うこと少なからず其の害悪たる洵に怖るべきものがあるが故に刑法が特に斯かる行為に出てたる以上其の如何なる目的に依り為されたるやを問はず等しく厳罰を以て臨む法意なること明らかなればなり」)。

30) 最判昭和24年3月1日最高裁判所裁判集刑事8号17頁、最判昭和24年5月28日刑集3巻6号873頁。

を課すのに適正妥当と実質的に判断した場合に強盗の機会性を肯定しているといえる。言い換えれば、広義の強盗の機会性の要件該当性判断の際に、折衷説でいうところの原因行為性をも加味した狭義の強盗の機会性、原因行為と死傷結果との間の法的因果関係といった客観的要件を検討する傾向にある。

また、原因行為に求められる最低限の主観的要件について、判例には明示的に検討したものは見当たらないものの、裁判例は、強盗の手段たる脅迫と負傷結果との間に法的因果関係が認められる限り、少なくとも当該脅迫の故意をもって足りるとする<sup>31)</sup>。もっとも、前記赤ん坊踏み付け事例のように、強盗行為遂行中の過失による死傷結果に対して240条を適用するものは見当たらない。

このように判例及び裁判例は、機会説に立ちつつも、240条の適用に一定の限定を加えようとしている<sup>32)</sup>。

そこで判例及び裁判例について、各事案の概要及び判示を分析し、これらの立場を具体的に明らかにしていきたい。以下、事案の概要において、被告人をA(複数の場合は、A、B、C……)とし、被害者をV(複数の場合はV<sub>1</sub>、V<sub>2</sub>、V<sub>3</sub>……)と称する。

また、判例及び裁判例は「強盗の機会」という用語を用いる場合、広義のものと狭義のもの双方を含む趣旨で用いていると思われるところ、本稿ではこれを分析整理する趣旨から、狭義のものを指す場合には、あえて本稿独自に「狭義の強盗の機会性」という用語を用いている点、留意されたい。

## 2 判例の基本的立場(最判昭和24年3月1日最高裁判所裁判集刑事8号17頁)

大審院は、小刀で脅迫に及んだ強盗犯人が出刃包丁で抵抗した被害者と格闘した際に、当該小刀で被害者の手に切創を負わせた事案について、機会説に立って強盗傷人罪の成立を肯定していたところ<sup>33)</sup>、本判決により、最高裁も240条前段の適用に当たり機会説に立つことを明らかにしている<sup>34)</sup>。

31) 大阪高判昭和60年2月6日高刑集38巻1号50頁、福岡地判昭和60年11月15日判タ591号81頁、東京地裁平成15年3月6日判タ1152号296頁。

32) 長井秀典ほか「強盗罪(下)」判例タイムズ1354号(2011)32頁以下参照。同論文は240条の適用に関する判例・裁判例の事案を類型化し、詳細な検討を加えているところ、本稿は同論文から多くの示唆を受けた。



## (a) 事案の概要

A は、B と強盗をしようと考え、共謀の上、S 22.8.13 PM 10:30 頃、それぞれ日本刀を持ち、静岡県内の V<sub>1</sub> 方に押入り、A において V<sub>1</sub> に対し日本刀を突付け脅迫中、財物奪取前に V<sub>1</sub> の三男 V<sub>2</sub> が目を覚して「泥棒」と連呼して戸外に飛出したので、B は拔身の日本刀を持ってその後を追って表に飛出したところ、この騒を聞き駆けつけた V<sub>1</sub> の次男 V<sub>3</sub> と出会頭に衝突し、日本刀で V<sub>3</sub> を斬付け V<sub>3</sub> に全治約 1 か月を要する左頬部等切創を負わせた。

## (b) 判示

本判決は、「B が V<sub>3</sub> に傷害を与えたのは、財物強取の手段として暴行を加えた為ではなく、家人にさわがれた為驚いて逃げ出す途中の出来事である……（中略）……強盗傷人罪は財物強取の手段としてなされた暴行に基いて傷害を与えた場合でなくとも、強盗の機会において傷害を与えれば足るのであるから、B が強盗傷人として処断せらるべきは当然である」として、B に強盗致傷罪が成立するとし、さらに、B と強盗の共謀をした A にも同罪の共同正犯が成立するとした。

## (c) 分析

V<sub>1</sub> の負傷を生じさせた原因行為は、B と V<sub>1</sub> が出会い頭に衝突した詳細な状況が判然としないものの、B が抜き身の日本刀を持って戸外へ逃走した行為であると考えられる。したがって、少なくとも本件事案では、手段説<sup>35)</sup>からは強盗傷人罪の成立は認められないこととなるから、機会説に立つことに実質的意義がある事案といえる。

そして、本判決の判示では明示的な検討はされていないものの、本判決は、「拔身の日本刀を持った上での逃走行為」を原因行為と捉えたものと考えられる。当該逃走行為は、強盗現場付近において、強盗行為に接着してなされたものであるから、狭義の強盗の機会性が肯定でき、その後の家人の V<sub>3</sub> の臨場、B と V<sub>3</sub> との衝突、V<sub>3</sub> の負傷という事実経過を踏まえ、当該逃走行為と負傷結果との間

33) 大判昭和 6 年 10 月 29 日刑集 10 卷 511 頁、寺尾正二「判解」最判解刑事篇昭和 33 年度 244 頁、野村稔「判批」別冊ジュリ 58・162。

34) 丹羽正夫「判批」刑法判例百選Ⅱ各論〔第 7 版〕別冊ジュリスト 221 号 (2014) 90 頁。

35) ここでの手段説とは、原因行為を強盗の手段行為に限るものを指す。

に法的因果関係も肯定できるとの判断の下、Aは「強盗の機会において傷害を与え(た)」と結論付けたと考えられる。

そして、次に検討する最判昭和23年3月9日刑集2巻3号140頁において、最高裁は、240条後段についても機会説に立つことを明らかにした<sup>36)</sup>。

### 3 狭義の強盗の機会性に関する判例

このように判例は機会説に立つものの、以下にみるように、実質的には狭義の強盗の機会性を検討し、240条の適用に限定を加えようとしていると考えられる。

#### (1) 最判昭和23年3月9日刑集2巻3号140頁

本判決は、機会説に立った上で、狭義の強盗の機会性に関する1つの判断枠組みを示し、結論としては、240条後段の適用を否定したものである。

#### (a) 事案の概要

Aは、B及びCと共謀の上、京都市伏見区内のV<sub>1</sub>方の家人を殺害して金品を強奪しようとして決意し、S21.2.28 PM8:40頃、V<sub>1</sub>、その内妻V<sub>2</sub>及び養子V<sub>3</sub>のいたV<sub>1</sub>方を訪れ、闇米の購入を持ち掛けたところ、V<sub>2</sub>及びV<sub>3</sub>において闇米購入のための資金を用意するため親族方へ赴き、V<sub>2</sub>において、V<sub>4</sub>(資金を持った親族であり、Aらの知人)を連れて戻ってきた。そこで、Aらは、闇米の運搬協力のためなどと偽ってV<sub>1</sub>を同市下京区内の桂川堤防に誘い出し、PM11:00頃、同所でV<sub>1</sub>を刺殺した。

それから、Aらは、V<sub>4</sub>を殺害しようとしてV<sub>1</sub>方へ戻ったものの、V<sub>4</sub>が不在であったことから、既にV<sub>1</sub>方に戻っていたV<sub>3</sub>を同市伏見区内の鳥羽用水口付近に誘い出し、翌29日AM0:00頃絞殺し、さらに、V<sub>1</sub>方に戻り、同日午前、V<sub>2</sub>を絞殺し、引き続き同所にあったV<sub>1</sub>所持の現金等を強取した。

次いでAらは、V<sub>1</sub>をV<sub>1</sub>方から誘い出す前、V<sub>4</sub>に目撃されていたことから、犯行発覚を防ぐためV<sub>4</sub>を殺害しようとして相談し、AM6:30頃、同人を同市下京区のV<sub>4</sub>方から同市内の空き家へV<sub>4</sub>を誘い出して刺殺した。

---

36) 寺尾・前掲注33) 244頁。

(b) 判示

本判決は、 $V_1 \sim V_3$ の殺害については強盗殺人罪が成立することを前提に、 $V_4$ 殺害について、次のとおり判示して殺人罪が成立するとした原審（大阪高裁）の判断は正当であるとした。

「刑法第 240 条後段の強盗殺人罪は強盗たる者が強盗をなす機会において他人を殺害することにより成立する犯罪であって、一旦強盗殺人の行為を終了した後新たな決意に基いて別の機会に他人を殺害したときは右殺人の行為は、たとえ時間的に先の強盗殺人の行為に接近しその犯跡を隠べいする意図の下に行われた場合であっても、別箇独立の殺人罪を構成し、之を先の強盗殺人の行為と共に包括的に観察して一箇の強盗殺人罪とみることは許されないものと解すべきである。

強盗殺人の行為をした後先の犯行の発覚を防ぐため改めて共謀の上数時間後別の場所において人を殺害したこと明白であるから、前記の法理により A 等が  $V_4$  を殺害した行為は  $V_1$  ほか 2 名に対する強盗殺人罪に包含せられることなく別箇独立の殺人罪を構成する」

(c) 分析

本判決は、 $V_4$  に対する強盗殺人罪成否の検討に当たり、「強盗殺人の行為を終了した後新たな決意に基いて別の機会に他人を殺害したとき」には狭義の強盗の機会性が否定される旨の 1 つの判断枠組みを示している。当該場合には、「たとえ時間的に先の強盗殺人の行為に接近しその犯跡を隠べいする意図の下に行われた場合であっても」、つまり強盗行為に時間的に接近した拡張手段行為であっても当該原因行為には狭義の強盗の機会性は認められないことも示している。

そして本判決は、A らが金品強奪後、犯跡隠滅のため  $V_4$  を殺害しようと決意し、同強奪後約 6 時間 30 分以内に、京都市内で  $V_4$  を殺害した行為は「強盗殺人の行為をした後先の犯行の発覚を防ぐため改めて共謀の上数時間後別の場所において人を殺害したこと明白である」ことから、（新たな決意に基づく別の機会における行為であり）別個殺人罪が成立するとしたのである。

(2) 最判昭和 24 年 5 月 28 日刑集 3 卷 6 号 873 頁

本判決は、前記最判昭和 23 年 3 月 9 日と異なり、強盗の機会性を肯定してい

る。

(a) 事案の概要

Aは、V<sub>1</sub>方で強盗をしようと考え、B～Eと共謀の上、S21.12.11 AM1:30頃、Aは日本刀を準備するなどして奈良県内のV<sub>1</sub>方に侵入し、同所において、Bが就寝中の長男のV<sub>2</sub>及び次男のV<sub>3</sub>を起こし、Aが日本刀を突き付けて脅迫し、C～Eは、別室で就寝中のV<sub>1</sub>を起こし、刺身包丁を突き付けるなどして脅迫して、V<sub>1</sub>らの反抗を抑圧して金員を強取しようとしたが、V<sub>1</sub>が逸早く戸外に脱出し、V<sub>1</sub>の妻らも騒ぎ立てたため、Bらが逃走した。次いで、Aも逃走しようとしたところ、V<sub>2</sub>及びV<sub>3</sub>が追ってきたことから、V<sub>1</sub>方表入口付近において、逮捕される危険を感じ、両名の下腹部を日本刀で突き刺し、いずれも腹腔内出血により死亡させた。

(b) 判示

「刑法第240条後段の強盗殺人罪は強盗犯人が強盗をなす機会において他人を殺害することによりて成立する罪である。原判決の摘示した事実によれば、家人が騒ぎ立てたため他の共犯者が逃走したのでAも逃走しようとしたところ同家表入口付近でAに追跡して来たV<sub>1</sub>及びV<sub>2</sub>両名の下腹部を日本刀で突刺し死に至らしめたというのである。即ち殺害の場所は同家表入口附近といって屋内か屋外か判文上明でないが、強盗行為が終了して別の機会に被害者両名を殺害したのではなく、本件強盗の機会に殺害したことは明である」と判示し、Aに対する240条後段の適用を肯定した。

(c) 分析

本件事案における原因行為は、Aが逃走中であったV<sub>1</sub>方表入口付近において、Aを追跡したV<sub>2</sub>及びV<sub>3</sub>を日本刀で突き刺した行為であるところ、本判決は、機会説に立ち、当該原因行為の狭義の強盗の機会性を肯定している。本判決がその前提として摘示した事実は、原因行為が強盗着手後の逃走時に、強盗現場である被害者方の表入口付近で行われていること、V<sub>1</sub>の家人であるV<sub>2</sub>及びV<sub>3</sub>による追跡中になされたことであり、これらをもって原因行為が「強盗行為が終了し(た後の)別の機会」ではないとして、狭義の強盗の機会性を肯定し、さらに、240条後段の適用を肯定している。

本判決後、最判昭和 26 年 3 月 27 日刑集 5 卷 4 号 686 頁は、強盗犯人において、強盗現場である家屋からの逃走中、強盗の被害者及び家人らの追呼を受け、前記家屋から約 100 メートル先から追跡を開始した警察官を、更に約 40 メートル先の路上において包丁で切りつけて死亡させた事案において 240 条後段の適用を肯定している<sup>37)</sup><sup>38)</sup>

さらに、判例は、強盗犯人の追跡行為を原因行為として、追跡中に被害者が負傷した場合にも 240 条の適用を肯定している。すなわち、最判昭和 32 年 10 月 18 日刑集 11 卷 10 号 2675 頁は、被告人 2 名が被害者の腕時計を強取した上、さらに金員を強取しようとして被害者に暴行脅迫を加えて傷害を負わせ、なお逃げる同人を追跡したところ、同人をして約 70 メートル先の民家のガラス戸を割って飛び込ませて同人の左手背に挫傷を負わせた事案において 240 条前段の適用を肯定した原々判決<sup>39)</sup>及び原判決<sup>40)</sup>の判断を是認している。両判決は、強盗犯人の追跡行為それ自体を狭義の強盗の機会における原因行為と捉えた上で、これと被害者の負傷との間に法的因果関係が認められることから広義の強盗の機会も肯定して 240 条前段を適用したものと見え<sup>41)</sup><sup>42)</sup>、当該立場は強盗犯人が被害者を追跡したことにより被害者が死亡した事案でも妥当し得る。

37) 本判決は、警察官を死亡させた共犯者と強盗の共謀を遂げ、見張りをした被告人について、240 条後段及び刑法 60 条を適用した原判決の判断を是認したものである。

38) 同様の事案（強盗被害者の悲鳴を聞き付けた私人男性に約 640 メートル追跡されて追いつかれるや、強盗犯人が逮捕を免れるために前記男性を刺殺したもの）において 240 条後段を適用した裁判例として、広島地判平成 14 年 3 月 20 日判タ 1113 号 294 頁がある。

39) 京都地判刑集 11 卷 10 号 2687 頁。

40) 大阪高判刑集 11 卷 10 号 2689 頁。なお、同判決は、A 及び B の強盗共謀前の暴行により V が負った可能性のある顔面打撲傷に対して強盗傷人罪は成立しないととして、同傷害についても強盗傷人罪が成立したとする京都地判の判断は事実誤認があるものの、右手背挫傷について強盗傷人罪が成立することから、判決に影響を及ぼす事実誤認ではないとした。

41) 京都地判は、罪となるべき事実において、「更に追いかけられた右被害者が他人の救助を求めべく……（中略）……民家のガラス戸を割って飛び込んだ際ガラス破片で左手背に挫傷の傷害を負った」と認定していることから、A らの追跡行為を原因行為と捉えていると考えられ、大阪高判は、追跡行為が原因行為である旨判示している。

42) 同種事案において、240 条前段の適用を認めた裁判例として、広島高裁昭和 29 年 5 月 4 日高刑特 31 号 57 頁がある。

(3) 最判昭和32年7月18日刑集11巻7号1861頁

本判決は240条前段の適用において強盗の機会性を否定したものであるところ、狭義の強盗の機会性を判定するに当たり、専ら強盗行為と原因行為との「時期、場所、態様」という客観的判断要素を用いている。

(a) 事案の概要

Aは、ほか6名と共に共謀の上、強盗しようと企て、S22.4.13 AM2:00頃、岡山県浅口郡玉島町の岡山地方専売局玉島専売出張所において、ピストルを守衛宿直員に突き付けるなどし、専売局所有の1箱2万5000本入りのたばこ17箱等を強取し、翌14日AM4:30頃、神戸市長田区内の海岸において、Aらが前記の17箱を陸揚げ中、神戸水上警察署勤務巡査Vに発見され、逮捕されかけた際これを免れようとしてVを殴打するなどの暴行を加え、Vの頭部に治療約1か月を要する打撲挫創等の傷害を負わせた。

(b) 判示

「本件犯行と、本件犯行の前日岡山県において行われた所論強盗の行為とは、その時期、場所、態様からいって、別個のもので、本件犯行は上記強盗による赃物を舟で運搬し来り神戸で陸揚しようとする際に即ち右強盗とは別個の機会になされたものである」として、巡査Vへの傷害は強盗傷人であってAの確定判決である強盗傷人と連続犯の関係にあるから免訴にすべきとの弁護人の主張を排斥した。

(c) 分析

本判決は、Aらの赃物陸揚げ中の暴行を原因行為とし、強盗と原因行為との「時期、場所、態様」の比較のみで両者は「別個の機会になされたもの」であるとして当該暴行に関する狭義の強盗の機会性を否定していると考えられる。この点について、「時期」は強盗行為から原因行為までの約26時間半の離隔状況、「場所」は岡山県と神戸市という離隔状況、「態様」は、強盗行為とは別個の赃物運搬行為を現認した警察官に対するものであること、つまり、強盗行為と原因行為とは態様において関連性に乏しいことを指しているのであろう。

本判決は、前記最判昭和23年3月9日と異なり、「新たな決意に基づいて」との判断枠組みを用いていない。これは本判決の事案が客観的判断要素から明らか

に「別の機会」であるといえと判断したためと思われる<sup>43)</sup>。

(4) 最決昭和 34 年 5 月 22 日刑集 13 卷 5 号 801 頁

本判決は、狭義の強盗の機会性の判定に関し、「被害者の同一性」という客観的判断要素と「犯行の意図」という主観的判断要素を考慮している。

(a) 事案の概要

A は、S 32.6.15 PM 9 : 40 頃、横浜市の路上で V が運転するタクシーを呼び止めて「キャンプ座間まで」と命じて乗車し、PM 10 : 20 頃、神奈川県相模原市淵野辺の路上（以下「第一現場」という）に差し掛かると、タクシーの車内において同人に拳銃を突付けて金を要求して V と格闘し、同署までのタクシー料金の支払いを免れた。

次いで、V は、第一現場を通り掛かった男らに対し援助を求めたが、同人らはこれを拒絶して去った。

そこで、V は、独力で A を取り押さえようと考え、A の上着の袖を捕まえて乗車させ、往路を引き返して横浜方面に向かった。

V は、第一現場出発後 5、6 分経過後の PM 10 : 30 頃、第一現場から約 6 キロメートル走行した横浜市の交番前（以下「第二現場」という）において、同交番に届け出るべくタクシーを停車した。すると、A は V の意図を察知し、車内において、「ポリスハウス、ノー、ノー」と言って逃走しようとして V と格闘した末、V の頭部を拳銃で殴打して V に対し頭部挫創等の傷害を負わせた。

(b) 判示

弁護人は、前記最判昭和 23 年 3 月 9 日等を引用し、A の拳銃による殴打行為は新たな決意に基づき、A の第一現場における強盗の機会とは別の機会になされたものであるから、A に強盗傷人罪の成立を認めた東京高裁判決は重大な事実誤認があるか、判例違反であるとして上告した。

これに対し、本決定は、「被告人の本件傷害の所為は正にその強盗の機会に犯されたものというべく、時間的にも、場所的にも、又被害者が同一人である点及

---

43) なお、丹羽・前掲注 34) 91 頁参照。

び犯行の意図からみても、所論のように新らたな決意に基いて強盗とは別の機会になされた別個独立の行為であるとはいいい難い」として、東京高裁の判示は正当であるとした。

(c) 分析

本決定は、Aの第二現場における拳銃による殴打行為（以下「拳銃殴打行為」という）が強盗の機会になされたか否かの判断要素として、①第一現場における強盗行為と拳銃殴打行為との時間的・場所的關係、②前記強盗利得行為と拳銃殴打行為の被害者の同一性、③被告人の犯行の意図を挙げた上で、強盗の機会性を認めているが、これも狭義の強盗の機会性を意味しているといえる。

本決定の事案と判示からすれば、①の点は、両行為の約5、6分間、約6キロメートルという関係、②の点は、被害者がともにVであること、③の点は、Aにおいて、同人を先の強盗利得の犯人として警察に逮捕させようとしたVの意図を察知し、これを免れようとしてなされた拳銃殴打行為であることを考慮したものと考えられる。

(5) 最判昭和25年12月14日刑集4巻12号2548頁

最決昭和34年5月22日は、「被害者の同一性」という判断要素を挙げているところ、時系列的には遡るが、次の判例では被害者あるいは240条の客体の範囲について一定の判断が示されている。

(a) 事案

Aは、S23.6.4 PM9:30頃、知人のV<sub>1</sub>方に立ち寄った際、V<sub>1</sub>の妻V<sub>2</sub>が仮眠しているのを見て、V<sub>2</sub>を殺害の上金品を奪取しようとして決意し、V<sub>2</sub>を絞殺し、傍らに寝ていた長男V<sub>3</sub>（当時2歳）及び長女V<sub>4</sub>（当時0歳）の鼻口を手で塞いで窒息死させ、V<sub>1</sub>方内の出刃包丁で3名の喉を切り、V<sub>1</sub>所有のモンペ1枚等を強取し、更に犯跡を隠蔽するため、V<sub>3</sub>及びV<sub>4</sub>の布団及び畳を焼損した。

(b) 判示

〔筆者注：V<sub>3</sub>及びV<sub>4</sub>に対する強盗殺人罪を認めた〕原判決の趣旨は、V<sub>2</sub>のみを殺害して金品を奪取しようとして決意し実行した趣旨ではなく、同人の外傍らに寝ていた長男V<sub>3</sub>及び長女V<sub>4</sub>をも窒息せしめて殺害し更に3名の咽喉をも切



り、かくて、右3名の抵抗を全く排除することを手段として判示衣類等14点を強取した趣旨であると解されるばかりでなく、強盗殺人罪は、必ずしも殺人を強盗の手段に利用することを要するものではなく、強盗の機会に人を殺害するを以て足りるものであつて本件においては少なくとも強盗の機会にV<sub>3</sub>及びV<sub>4</sub>の両名をも殺害したこと明らかであるから、原判決がV<sub>2</sub>の外右両名に対する殺人行為に対しても刑法240条後段を適用したのは違法ではない。

### (c) 分析

本判決では、V<sub>3</sub>及びV<sub>4</sub>の殺害行為（以下「幼児殺害行為」という）がV<sub>1</sub>方で、しかも、V<sub>2</sub>に対する強盗の手段としての殺害行為に引き続いてなされていることから、幼児殺害行為が時間的場所的観点からみれば強盗行為に極めて接着しているものであることは異論がない。

もっとも、本判決の判示前段部分は、幼児殺害行為について抵抗排除の手段とも評価していることから、この意味が問題となる。

強盗罪において保護されるべき暴行・脅迫の相手方の範囲としては、財物の所有者又は占有者たることを要せず<sup>44)</sup>、財物強取に障害となる者で足りるとするのが判例<sup>45)</sup>であり、多数説<sup>46)</sup>であるところ、前記判示部分は、この相手方の範囲に本件事案の幼児を含むことを示唆しているものといえる<sup>47)</sup>。本判決があえてかかる判示をしたのは、狭義の強盗の機会性判断において240条の適用の前提となる原因行為に（抵抗排除手段等の）強盗に関連する何らかの性質を求めている

44) 大判大元年9月6日刑録18・1211。

45) 最判昭和22年11月26日刑集1巻1号28号。

46) 密接関連性説の論者からは、大塚・前掲注2) 214頁、大谷・前掲注2) 232頁、前田・前掲注2) 187頁、拡張手段説の論者からは、佐伯・前掲注6) 138頁、強盗行為説の論者からは、伊藤・前掲注21) 83頁、危険実現説の論者からは、井田・前掲注10) 132頁。

47) もっとも、寝ている幼児が財物強取に障害となることについて、裁判実務家からの異論もある。例えば中野・前掲注1) 187頁は、「数え年3年及び1年の幼児がなんらかの抵抗をしようものとしてこれに対し強盗罪の成立を認めることは問題である。かつて判例は10歳の子供を被害者とする強盗罪の成立を認めた（最判昭和22年11月26日刑集1巻28号）、それは同人が『或程度は物に対する管理の実力を持っている』という理由に基づくものであった。とすれば、本件場合はむしろ反対に解さるべきではなかったであろうか。」とする。また、長井ほか・前掲注32) 32頁も「寝ている幼児は必ずしも財物奪取の障害にならないであろう」とする。

るからとも思われる。

学説は、本判決の結論には賛同した上で、その論拠として、一般的には寝ている幼児が泣き叫んだりすれば強盗遂行の妨げとなるから、強盗の客体になるとするもの<sup>48)</sup>、そもそも幼児が泣き叫ぶ可能性を捉えて強盗の客体に含めるのは疑問だとして、密接関連性説の立場から、寝ている幼児殺害行為を強盗と密接な関連性のある原因行為であるとするもの<sup>49)</sup>、拡張手段説の立場から、強盗致死傷罪における致死傷の相手方は、事後強盗類似状況において強盗犯人の逮捕又は罪跡の保全を試み得る者と解し<sup>50)</sup>、寝ている幼児もこれに含めるもの、あるいは、強盗行為説的立場から、寝ている幼児殺害行為は、実質的・社会的に見れば、強盗の一部であり、強盗の危険性が現実化した場合とするもの<sup>51)</sup>があり、強盗の客体の範囲の問題として捉えるものと、原因行為性の問題として捉えるものの双方がある。

後記のとおり、近時の裁判例は、典型的な強盗致死傷事件とは言い難いケースにおける狭義の強盗の機会性の基準として、実質的には強盗行為に内在する危険の現実化としての死傷結果といえるかという点を挙げている。そこで、幼児殺害行為についても、当該幼児を強盗の客体の範囲に含めることで240条の適用を肯定する本判決の考え方のほか、強盗行為には幼児殺害行為に及ぶ危険性が内在しているとの強盗行為説的な立場から同条の適用を肯定することも可能ではないかと思われる<sup>52)</sup>。

(6) 最判昭和53年7月28日刑集32巻5号1068頁

本判決は、方法の錯誤における法定的符合説及び数故意犯説を採用したものの<sup>53)</sup>であるところ、狭義の強盗の機会性が認められた原因行為と法的因果関係

48) 橋爪・前掲注19) 106頁、注19) はこのような考え方に立ったものとも思われる。

49) 中野・前掲注1) 187以下。

50) 伊藤・前掲注21) 86頁の記述部分を参考にした。

51) 長井ほか・前掲注32) 32頁。

52) なお、強盗犯人に被害者の情報提供の面で協力した被害者の部下に対する殺害行為について強盗殺人罪の成立を認めた最判平成16年9月13日最高裁判例集刑事286号121頁も、本文の論点に関する判示はないものの、同様の説明が可能である。

53) 西田・前掲注6) 223頁、山口・前掲注6) 223頁等。

のある死傷結果全てに240条を適用するとの立場を示すものでもある。

(a) 事案の概要

Aは、警ら中の巡査V<sub>1</sub>からけん銃を強取しようと決意して同巡査V<sub>1</sub>を追尾し、東京都新宿区の歩道上に至った際、たまたま周囲に人影が見えなくなったとみて、V<sub>1</sub>を殺害するかも知れないことを認識し、かつ、あえてこれを認容し、建設用びょう打銃を改造しびょう1本を装てんした手製装薬銃1丁を構えてV<sub>1</sub>の背後約1メートルに接近し、V<sub>1</sub>の右肩部附近をねらい、ハンマーで右手製装薬銃の撃針後部をたたいて右びょうを発射させたが、V<sub>1</sub>に右側胸部貫通銃創を負わせたにとどまり、かつ、V<sub>1</sub>のけん銃を強取することができず、さらに、V<sub>1</sub>の身体を貫通した右びょうをたまたまV<sub>1</sub>の約30メートル右前方の道路反対側の歩道上を通行中のV<sub>2</sub>の背部に命中させ、V<sub>2</sub>に腹部貫通銃創を負わせた。

(b) 審理経過

第1審(東京地判昭和50年6月5日判時789号20頁)は、AのV<sub>1</sub>に対する行為に殺意が認められないことから、強盗傷人罪が成立し、V<sub>2</sub>の傷害については過失があったとして、強盗傷人罪が成立し、両罪が観念的競合の関係にあるとした。これに対し、控訴審(東京高判昭和52年3月8日判時865号104頁)は、まず、AのV<sub>1</sub>に対する未必的殺意を認めて強盗殺人未遂罪が成立するとした。次いで、AにはV<sub>2</sub>に対する未必的殺意は認められないものの、V<sub>2</sub>の傷害結果について過失が認められるとした上で、刑法240条は、結果発生につき過失が認められる場合も適用されるとし、結局、V<sub>2</sub>に対しても強盗殺人未遂罪が成立し、両罪は観念的競合の関係にあるとした。

弁護人は、控訴審判決は、強盗殺人未遂罪は強盗犯人に殺意があったものの、殺害の目的を遂げなかったことを要する旨判断した判例<sup>54)</sup>と抵触するなどして上告した<sup>55)</sup>。

(c) 判示

本判決は、次のとおり、強盗犯人の殺害(未遂)行為によって生じた予定外の結果の併発を方法の錯誤の一場合として、控訴審と同様、強盗殺人未遂罪二罪の

54) 最判昭和32年8月1日刑集11巻8号2065頁。

55) 新矢悦二「判解」最判解刑事編昭和53年度320頁。

成立を認めた。

「被告人が人を殺害する意思のもとに手製装薬銃を発射して殺害行為に出た結果、被告人の意図した巡査に右側胸部貫通銃創を負わせたが殺害するに至らなかったのであるから、同巡査に対する殺人未遂罪が成立し、同時に、被告人の予期しなかつた通行人に対し腹部貫通銃創の結果が発生し、かつ、右殺害行為と通行人の傷害の結果との間に因果関係が認められるから、同人に対する殺人未遂罪もまた成立し……（中略）……しかも、被告人の右殺人未遂の所為は同巡査に対する強盗の手段として行われたものであるから、強盗との結合犯として、被告人の巡査に対する所為についてはもちろんのこと、通行人に対する所為についても強盗殺人未遂罪が成立するというべきである」。

さらに、本判決は、控訴審判決について「被告人が現に認識しあるいは認識しなかつた内容を明らかにしなかつたにすぎ（ず）、強盗殺人未遂罪の解釈についての判断を示したものととは考えられない」とし、更に「その判文に照らせば、結局、 $V_2$ に対する傷害の結果について前述の趣旨における殺意の成立を認めているのであって<sup>56)</sup>、強盗殺人未遂罪の成立について過失で足りるとの判断を示したものととはみられない」旨判示し、前記判例と抵触しないとした。

#### (d) 分析

本判決は、強盗犯人が強盗の手段たる殺人行為を行った結果、予期しない客体（本件では  $V_2$ ）に対して傷害結果が生じた場合、当該客体に対して殺意が認められなければ（仮に当該客体の傷害結果に過失があったとしても）、強盗殺人未遂罪が成立しないとの前記判例の見解の下、予期しない客体（ $V_2$ ）に対して殺意を認め、前記法定的符合説及び数故意犯説を採用している。

この判断に至った思考過程は次のとおりだと思われる。すなわち、A の  $V_1$  に対するびよう撃ち行為は、強盗の手段たる暴行である。そして、当該行為と  $V_1$  及び  $V_2$  に対する負傷結果は法的因果関係が認められる。よって、A のびよう発射行為及び各負傷結果には強盗殺人未遂罪の客観的要件該当性が認められ、さらに、主観的要件（殺意）については法定的符合説及び数故意犯説を採用して肯定

56) 方法の錯誤における法定的符合説及び数故意犯説を採用した上での  $V_2$  に対する殺意の成立を指すものと考えられる。

し、強盗殺人未遂罪二罪が成立するというものであろう。

ところで、本件事案において、 $V_2$ は、通行人であり、 $A$ が $V_1$ からけん銃を強盗するに当たり、何ら支障を生じさせる者ではない<sup>57)</sup>。しかし、本判決は、 $A$ のびょう撃ち行為及びこれと法的因果関係のある $V_2$ の傷害結果についても、強盗殺人未遂罪成立のための客観的要件を満たしており、その上で、 $A$ の $V_2$ に対する殺意については上記の錯誤論で解決し、 $V_2$ に対する強盗殺人未遂罪も成立させている。このような見解を強盗致死傷罪の全体について敷衍するとともに、強盗致死傷罪の適用の前提となる原因行為を強盗手段行為に限らない判例の立場<sup>58)</sup>に当てはめて考察すると、判例は狭義の強盗の機会における原因行為と法的因果関係のある死傷結果全てに240条の客観的要件該当性が認められると解していることになろう<sup>59)60)</sup>。

#### (7) 小括（狭義の強盗の機会性に関する判例の判断要素及び判断手法）

以上を総合すると、判例は、①強盗行為と原因行為との時間的・場所的離隔の程度、②両行為の態様、③両行為における被害者の同一性、④強盗犯人の主観的事情（原因行為の主観的意図の内容及び当該意図の形成時期等）を判断要素として、狭義の強盗の機会性を判断しているといえる。

この点について、強盗現場における被害者と同視できるものに対する原因行為、強盗行為直後の強盗犯人の逃走過程における原因行為又は強盗犯人による追跡行為について狭義の強盗の機会性を肯定したものは、判示部分で明示はされていないものの、①、②又は③の客観的事情を重視したと思われる（最判昭和25年12月14日、最判昭和24年3月1日、最判昭和24年5月28日、最判昭和26年3月27日）。一方、専ら客観的事情から原因行為が強盗行為終了後の別の機会と認

57) 仮に $A$ が $V_1$ に対するびょう発射により $V_1$ に傷害を負わせ、戯れに別方向にいる通行人 $V_2$ に対し、殺意をもって1発びょうを発射したことにより、 $V_2$ が傷害を負った場合、 $V_1$ に対する強盗殺人未遂罪と $V_2$ に対する殺人未遂罪とが成立するであろう。

58) 判例（機会説）の立場はもとより、原因行為に制限をかける密接関連性説又は拡張手段説的立場に立っていると考えている場合も妥当するといえる。

59) 団藤・前掲注1) 594頁、中野・前掲注1) 198頁、橋爪・前掲注19) 109頁。

60) もとより強盗致死傷罪成立のためには強盗犯人に対し更に故意が要求される。

められる場合には、狭義の強盗の機会性を否定し（最判昭和32年7月18日）、客観的事情のみでは別の機会か否かを判断できない場合には、④の主観的事情をも考慮して「強盗行為終了後の新たな決意に基づく別の機会か」か否かを検討して狭義の強盗の機会性を判断している（肯定例：最決昭和34年5月22日、否定例：最判昭和23年3月9日）<sup>61)</sup>。

そして、判例は、前記①、②、③の客観的判断要素を用いることにより、原因行為が強盗行為後の別の機会なのか、裏からいえば、原因行為時において強盗の現場や状況の継続性（具体的には、強盗行為又は強盗行為により生じた状況の継続性とも言い換えられ得る）があることから同一の機会なのかを考慮しているといえよう。また、最判昭和32年7月18日のように、両行為の態様を比較することにより、原因行為が強盗行為と関係性（関連性）があるのかという点を考慮すること、更には最判昭和34年5月22日のように、④も加味して両行為の関連性を考慮することもあるといえよう。さらに、④については、「新たな決意に基づく別の機会か否か」を考慮する場合の判断要素としても用いているといえるが、この「新たな決意」の基準は、最判昭和23年3月9日と最判昭和32年7月18日とを比較すると、強盗行為と原因行為との間に（大幅ではなく）一定の時間的場所的乖離が認められる場合に用いる傾向にあるといえよう<sup>62)</sup>。

そして、判例からは、問題となっている原因行為に狭義の強盗の機会性が認められれば当該原因行為と法的因果関係のある死傷結果全てが240条の客観的要件を満たすと解される。

また、判例は、狭義の強盗の機会性を判定する場合には、実質的には強盗罪の加重類型としての処罰を正当化できるのかという点を考慮しているといえよう<sup>63)</sup>。

そして次のとおり、裁判例では、これらの判断要素が具体化されるとともに、

---

61) 南由介「判批」刑事法ジャーナル30号(2011)150頁参照。

62) なお、判例の判断枠組みの検討については、内田浩「強盗致死傷罪をめぐる論点」刑法の争点(2007)180頁、大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法(12)[第2版]』408頁〔日野正晴〕(青林書院、2003)、川端博ほか編『裁判例コンメンタール刑法(3)』230頁〔中川深雪〕(立花書房、2006)等参照。

63) 高橋幹男「判解」最判解刑事篇昭34年度200頁参照。

判断手法が精緻化されている。

#### 4 狭義の強盗の機会性に関する裁判例

(1) 東京高判昭和 32 年 2 月 16 日高等裁判所刑事裁判特報 4 卷 9 号 212 頁

##### (a) 事案の概要

A は、S 29.5.9 AM 0 : 00 頃、長野県大町市内の道路上において、V (女性) 所持のハンドバッグを強取しようとし、抵抗した V の頸部を右腕で絞め付け、仮死状態に陥れた後、V を自己の運転していた自動三輪車の助手台に縛り付け、ハンドバッグを強取し、20 数分後、約 2 キロメートル離れたリンゴ園において、仮死状態にあった V の両手を緊縛し、肥溜め内に投げ入れて窒息死させた。

本判決は、A の行為と V 死亡との間の法的因果関係について、A の扼頸と肥溜め投入とのいずれか又は競合したことにより、V が死亡したと認定し、さらに、肥溜め投入時の A における V 生存の認識について、死亡と生存とを並存させていたと認定している。

##### (b) 判示

「A が V の頸部を絞めて仮死状態に陥れてハンドバッグを強取した行為と V を肥溜めに投入した行為との間には、場所的、時間的に多少の距離離隔があるけれども、その間 V が仮死の状態を維持していたような極めて近接したものであり、後の行為は前の強盗行為と継続して密接な関係を有する一連の行為であるから、後の行為は前の強盗の犯行の機会に行われたものであり、しかも肥溜め投入行為後に V 女が死亡したのであるから、A の本件行為は全体として刑法 240 条後段の結合罪に該当する」。

##### (c) 分析

本判決では、扼頸、肥溜め投入又は扼頸及び肥溜め投入をもって原因行為と見ているところ、扼頸を原因行為と捉えると、扼頸は強盗の手段たる行為であるから、扼頸が V の死因である場合はもとより、その後の肥溜め投入が V の死因である場合においても、行為者が殺人実行行為を行った後、同人の故意行為又は過失行為の介在を経て被害者が死亡した場合にも当該実行行為と被害者死亡との間の法的因果関係を認める判例の立場<sup>64)</sup>からすれば、扼頸と V 死亡の間には法

的因果関係が認められ、Aの行為は強盗殺人罪の客観的要件を充足することとなる<sup>65)</sup>。

また、肥溜め投入を原因行為と捉えると、肥溜め投入はハンドバッグ強取後20数分後、約2キロメートル離れた場所における行為のため、狭義の強盗の機会性が問題となる。本判決では、強取行為と原因行為との間に多少の時間的・場所的離隔があることを前提とした上で、V女が仮死状態を維持してハンドバッグ強取と肥溜め投入とは極めて近接したものと評価できること、両行為は密接に関連している一連の行為であるとして、狭義の強盗の機会性を認めている。

本判決は、判例における、「被害者の同一性」という判断要素が狭義の強盗の機会性に対する積極要素となることの実質的根拠を「強盗行為による被害者の仮死状態（反抗抑圧）状態の維持」という点に求めることにより、Aによる原因行為時における強盗行為の継続性を肯定するとともに、当該継続性を前提として、強盗の手段としての扼頸と犯跡隠蔽のための肥溜め投入行為との間の密接な関係性も肯定し、狭義の強盗の機会性を肯定して強盗殺人罪の成立を肯定しているものと思われる<sup>66)</sup>。

## (2) 福岡地裁小倉支部判昭和50年3月26日刑月7巻3号410頁

### (a) 事案の概要

A～Dは、S48.8.20 AM3:00頃に窃取した普通乗用自動車（ニッサンブルーバード。以下「ブルーバード」という）を運転して強窃盗のため、福岡県東部等を徘徊していたところ、ブルーバードに代わる自動車を強取しようと考え、共謀の上、S48.8.20 AM6:00頃、福岡県内の県道上において、普通乗用自動車（トヨタカローラ。以下「カローラ」という）により出勤途中のVを呼び止め川原に誘い込み、同所において、果物ナイフを示して脅迫し、Vに猿ぐつわをはめ、目隠しをするなどして同人の反抗を抑圧し、現金及びカローラ等を強取した上、犯跡隠蔽のためVをブルーバードのトランクに押し込み同所に同車を放置

64) 大判大正12年3月23日刑集2巻254頁、大判昭和5年10月16日新聞3223号7頁。

65) 原因行為と致死傷結果との間の法的因果関係に関する裁判例については、後記Ⅲ7参照。

66) なお、丹羽・前掲注34)90頁以下参照。



してカローラで逃走した。しかし、A～Dは、犯行をより確実に隠蔽するためVを山中に打ち棄てようと相談し、前記犯行現場（以下「第一現場」という）から約1.2キロメートル進行した地点から第一現場に引き返し、Dがブルーバードを運転し、Aがカローラを運転して前記山中に向かったものの、第一現場から約26.5キロメートルの地点にある林道上でブルーバードが路肩に落ち、停車した（以下「第二現場」という）。そこで、A～Dは、犯跡隠蔽のため、Vを山中で殺害しようと相談した上、Vをカローラのトランクに移し替え、Aがカローラを運転して第二現場から約2.5キロメートルの地点にあるトンネル附近（以下「第三現場」という）に至り、AM8:00頃、同所において、同人を窒息死させた。

(b) 判示

「被告人らは第一現場において自動車ならびに金品を強取したうえ、同所から自動車のトランクに被害者を拘禁して約29キロメートル離れた第三現場に至り、同所において被害者を殺害したもので、かつ強取行為から殺人行為までの所要時間が約2時間であったことからすれば、場所的にも時間的にも多少の距離間隔があるけれども、本件殺人行為は強盗の犯跡を隠蔽する意図のもとに強取行為に継続して同一の被害者に対してなされたものであり、また、強盗とは別の機会に新たな意図に基づいてなされた別個独立の行為と認めるに足りる事情も存しない。もっとも、前記認定のとおり、被告人らは第一現場において強取行為を完了後、犯跡隠蔽の方法としてブルーバードのトランクに被害者を押し込み現場に放置したまま、強取にかかるカローラを運転して一旦同所から約1.2キロメートル離れた地点まで赴き、その後再び現場に引き返してから被害者を第三現場まで運搬しているのであるが、右現場離脱の時間は約1、2分位のきわめて短時間であり、また引き返した意図が犯跡隠蔽の方法を変更するためのものであったことを考えれば、右事実をもって強取行為との継続性が失なわれたり、強盗とは別個独立の機会が設定されたと認めることもできない。結局被告人らの本件行為は全体として刑法240条後段所定の結合罪に該当する」。

(c) 分析

本判決は、第三現場におけるV殺害行為の狭義の強盗の機会性を認めたものである。

本判決の強盗行為から殺害行為までの間の具体的事実経過を述べた上で、殺害行為が強盗の犯跡を隠滅する意図から強盗行為に継続して同一の被害者に対してなされたものであり、新たな意図に基づいてなされた行為と認める事情はないなどとして、狭義の強盗の機会性を肯定する部分は、被害者の同一性、具体的には当該被害者が強盗行為後拘禁下にあり、反抗抑圧状態が維持継続されているという客観的事情とAらの犯跡隠蔽目的という主観的事情を判断要素として、原因行為時における強盗行為の継続性の有無、新たな決意に基づく原因行為の有無、及び、原因行為と強盗行為の関連性の有無を判断する判例及び前記昭和32年2月16日東京高判と同様の判断手法を採ったものといえよう。

次いで、本判決は、AらがVを放置して一旦離脱した事実については、離脱時間が短時間であり、Aらが強盗完了後、一貫して犯跡隠蔽意図を有していたことを指摘して、強盗行為の継続性の喪失や新たな決意に基づく別個の機会の設定を肯定する事情にならない旨述べている。

本判決は、強盗行為と原因行為との間の時間的場所的乖離がある場合において、その間の事実経過を詳細に検討しているが、このように判例の判断手法を精緻化させた判断手法は、その後の裁判例にも踏襲されている。

### (3) 前橋地判桐生支部判昭和56年3月31日判時1012号137頁

#### (a) 事案の概要

Aは、トヨタクラウン（以下「クラウン」という）を運転して群馬県桐生市の通称城山林道先の広場に至ると、同所に駐車中のニッサンサニー（以下「サニー」という）運転席にV<sub>1</sub>、助手席に女子高校生V<sub>2</sub>が乗車しているのを認めたことなどから、サニーを強取した上、前記兩名から金品を強奪しようと考え、S52.11.23 PM2:30頃、サニー前にクラウンを停車し、同車内からアイスピックを取り出し、V<sub>1</sub>の顔面にアイスピックを突き付けるなどして脅迫してサニーのエンジンキーを抜き取った上、V<sub>1</sub>及びV<sub>2</sub>をサニーから降ろし、アイスピックを突きつけながら、クラウン車座席に座らせ、兩名を緊縛するなどして反抗を抑圧し、V<sub>1</sub>からサニーを強取した。

次いで、Aは、PM4:40頃、V<sub>2</sub>をサニーに乗せ、広場から約120メートル移

動して同車内で強姦した。

さらに、A は、PM 5 : 45 頃、V<sub>2</sub> をサニーに乗せて前記広場へ戻り、再び同女をクラウンに乗せて緊縛し、PM 6 : 00 頃、V<sub>2</sub> の緊縛を解き、再度サニーに乗せて前記強姦現場付近に至り、同車内で身の上話をしていたところ、PM 7 : 00 頃、自力で緊縛を解いた V<sub>1</sub> がサニーへ来たため、A は V<sub>1</sub> をサニーに乗せた上、犯行発覚防止目的から、両名を殺害しようと決意し、PM 7 : 30 頃、V<sub>1</sub> 及び V<sub>2</sub> の頸部にロープを巻き付けてしばらくためらった後、最終的には嫉妬心等から V<sub>2</sub> を絞殺した。

A は V<sub>1</sub> の協力を得て V<sub>2</sub> の死体を遺棄し、その後の PM 7 : 50 頃、サニーにあった V<sub>2</sub> の財布から現金を強取し、次いで、A の一連行為により極度に畏怖している V<sub>1</sub> に対し、「坊や、金を持っているか」と申し向けるなどして同人所有の現金を強取した。

(b) 判示

弁護人は、A による V<sub>2</sub> に対する姦淫及び殺害行為について、A が V<sub>2</sub> を姦淫したのはサニーを強取してから約 2 時間後、V<sub>2</sub> を殺害したのは同強取から約 5 時間後であり、また、犯行場所の隔たりを考慮すれば、A には、強盗・強姦・殺人の各罪が成立し、強盗強姦、強盗殺人罪は成立しないと主張したが、本判決は、次のとおり判示し、A には V<sub>2</sub> に対する強盗強姦罪及び強盗殺人罪が成立するとした<sup>67)</sup>。

「強盗強姦罪及び強盗殺人罪が成立するには、強盗犯人が強盗の機会に強姦行為及び殺害行為を行なったことを要し、かつそれで足りると解されるどころ、被告人は……(中略)……サニー車を強取したのであるから強盗犯人である……(中略)……そこで、強姦行為及び殺人行為が強盗の機会に行なわれたものであるかどうかについて検討するに、被告人は判示のとおり……(中略)……(アイスピック突きつけなどの暴行) 行為を繰り返していたのであるから被害者たる

67) さらに、弁護人は、A が V<sub>2</sub> 死体遺棄後に V<sub>1</sub> から現金を取得し、V<sub>2</sub> のショルダーバッグ内から現金を取得した点について、それぞれ強盗罪が成立しないと主張したが、本判決は、前者については V<sub>1</sub> に対する強盗罪一罪が成立し、後者については V<sub>2</sub> に対する強盗強姦罪及び強盗殺人罪の一部である旨判示している。

V<sub>1</sub>及びV<sub>2</sub>の反抗を抑圧するに足る程度の暴行、脅迫を継続していたとみるべきであ……(中略)……。したがって、前記強盗から殺人まで約5時間の経過があり、また場所的に約270メートル<sup>68)</sup>離れているにしても、被告人の前記強姦及び殺人はこうした状況下において、強取した自動車内で犯されたものであるから、本件犯行を全体としてみれば強盗の機会になされたものである」。

(c) 分析

本判決は、前記東京高判昭和32年2月16及び福岡地裁小倉支部判昭和50年3月26日と同様、強盗から殺人までの時間的及び場所的離隔を前提としているものの、被害者が強盗手段行為により反抗抑圧状態に陥り、同状態が緊縛ないし監禁により維持継続されている間に原因行為が行われたのではなく、原因行為時に強盗手段行為自体が継続していたことを狭義の強盗の機会性の積極的判断要素としている。もとより当該要素は、反抗抑圧状態の維持継続よりも強い積極要素といえる。本判決は、原因行為が強取車内で行われたことも積極的判断要素としているが、仮に強取車外の強姦現場付近において行われていたとしても、前記事情からすれば、狭義の強盗の機会性は肯定されていたといえ、これは副次的な判断要素といえよう。

また、本判決では、前記福岡地裁小倉支部判昭和50年3月26日と異なり、AがV<sub>1</sub>からサニーを強取した後から犯跡隠蔽目的を継続していたとは認定されていないことから、本判決は、強盗行為から原因行為に至るまでの犯跡隠蔽目的等の主観的意図の継続自体は狭義の強盗の機会性を認めるための不可欠の要素とは位置付けていないといえる。

(4) 千葉地判平成6年8月8日判タ858号107頁

本判決は、これまでの裁判例と異なり、狭義の強盗の機会性を否定したものである。

(a) 事案の概要

Aは、以前V<sub>1</sub>(当時15歳)を強姦した際に生徒手帳を見て氏名住所等を知つ

---

68) 事案の概要によれば、約120メートルではないかと思われる。

ていたことから、V<sub>1</sub>の住居（養父であるV<sub>2</sub>方）に侵入して金品を窃取しようと考えた。

そこで、Aは、H 4.3.5 PM 4:30頃、千葉県市川市内のマンション8階のV<sub>2</sub>方に侵入し、同所において、V<sub>2</sub>の母V<sub>4</sub>から現金約8万円を強取し、殺意をもってV<sub>4</sub>を絞殺し、更にV<sub>4</sub>の財布から現金約10万円を強取し、PM 7:00過ぎ頃、V<sub>1</sub>及び同女の実母V<sub>3</sub>が帰宅したため、両名に対し、V<sub>2</sub>方内にあった柳刃包丁を突きつけるなどして脅迫し、両名の反抗を抑圧して所持金品を全て出させた上、V<sub>3</sub>を前記柳刃包丁で刺殺した。

Aは、V<sub>2</sub>の帰宅を待つこととし、その間のPM 9:20頃、V<sub>1</sub>を強姦し、PM 9:40頃、帰宅したV<sub>2</sub>に対し、前記柳刃包丁で同人の左肩を1回突き刺して、その反抗を抑圧し、暴力団員を装った上、「通帳や現金や何でもいいから300万円位出せ」などと申し向け、V<sub>2</sub>の指示でV<sub>1</sub>がV<sub>2</sub>方内から集めてきた現金約16万円、V<sub>4</sub>名義の通帳2冊を強取した。

さらに、Aは、V<sub>2</sub>が警察に通報するのを防止するため、翌6日AM 0:30頃、V<sub>2</sub>を刺殺した上、V<sub>2</sub>が取締役を務める会社の事務所において金品を強取するため、V<sub>1</sub>と共に普通乗用自動車で同市内の前記事務所のあるビル前に赴き、AM 0:40頃、V<sub>1</sub>に命じて前記事務所からV<sub>2</sub>ら名義の預金通帳7冊等を持って来させて強取した。

Aは、前記犯行後、V<sub>1</sub>と市川市内のホテルで一夜を過ぎた後のAM 6:30頃、V<sub>1</sub>と共に前記車両でV<sub>2</sub>方に戻った。すると、V<sub>2</sub>方寝室で寝ていたV<sub>1</sub>の妹V<sub>5</sub>（当時5歳）が目を覚ましたことから、同児が父母らの死を知って泣き叫んだりすれば、近隣の住人に前夜来の犯行が察知されるおそれがあると考え、その発覚を免れる目的で同児を殺害することを決意し、AM 6:45頃、殺意をもって、V<sub>5</sub>を前記柳刃包丁で刺殺した。

Aは、AM 6:50頃、前記寝室において、V<sub>1</sub>から妹殺害を叱責されたことから立腹し、前記柳刃包丁でV<sub>1</sub>を切り付け、よって、同女に加療約2週間を要する左上腕切創等の傷害を負わせた。

#### (b) 判示

弁護人は、V<sub>1</sub>～V<sub>5</sub>に対する殺意を争い、AのV<sub>5</sub>に対する殺害行為について強

盗の機会性を争ったところ、本判決はV<sub>1</sub>~V<sub>5</sub>の殺意を認定した上で、次のとおり、V<sub>5</sub>の殺人行為の強盗の機会性を否定してV<sub>5</sub>に対しては殺人罪が成立するとした。

「Aは、V<sub>2</sub>を殺害した後、同人宅を出て同所から約1.8キロメートル離れた会社にて車で赴き（強取した後の）3月6日午前0時40分頃……（中略）……時点での強取金品は現金合計約34万円、預金通帳等合計9冊に達し……（中略）……（Aが）V<sub>2</sub>宅に戻（るまで）……（中略）……5時間近い時間が経過していること、V<sub>2</sub>宅に立ち戻ってから金品を物色するなどの行為をしていない……（中略）……してみると、Aの強盗殺人行為は、遅くとも……（中略）……（会社において）預金通帳7冊及び印鑑7個を奪った時点で、……（中略）……すべて終了したとみるべきである。したがって、Aは、V<sub>4</sub>、V<sub>3</sub>、V<sub>2</sub>に対する各強盗殺人の行為が終了した後、それとは別の機会に、一連の犯行の発覚を防止するという動機から、新たな犯意に基づいてV<sub>5</sub>を殺害したものというほかない」と判示し、前記最判昭和23年3月9日を引用した上で、AにはV<sub>5</sub>に対する強盗殺人罪は成立せず、同兇に対する関係では単純殺人罪が成立するととどまるとした。

(c) 分析

本判決は、V<sub>2</sub>殺害後、V<sub>2</sub>方から約1.8キロメートル離れた会社事務所付近においてV<sub>2</sub>らの金品を強取し、約5時間近く経過してからV<sub>5</sub>を殺害したというV<sub>2</sub>に対する強盗殺人行為とV<sub>5</sub>殺害との時間的場所的離隔関係、前記会社における金品強取行為後Aが物色行為に及んでいないことから、同強取をもって強盗殺人行為が終了した旨認定した上で、前記最判昭和23年3月9日の判断枠組みを用いてV<sub>5</sub>殺害が新たな決意に基づく別個の機会の殺人であるとして同行為の狭義の強盗の機会性を否定している。

本件事案における時間的場所的乖離の程度については、前記最決昭和34年5月22日の事案（約5、6分、約6キロメートル）、前記昭和56年前橋地裁桐生支判の事案（約5時間、約120~270メートル）、前記福岡地小倉支判昭和50年の事案（約2時間、約29キロメートル）と顕著な差はない。

しかしながら、本件事案では、AがV<sub>2</sub>方及び会社事務所にある金品を強取し

尽くしていたことや、前記強取後5時間近く経過していること、AがV<sub>2</sub>方に戻った後に物色行為に及んでいなかったことが、被疑者殺害後更に強取行為に及んでいる前記前橋地裁桐生支部判決の事案と相違しており、本判決は、このような強盗行為終了に関する客観的事情を重視し、V<sub>5</sub>殺害が犯行発覚防止からのものであっても、「新たな決意に基づいて別の機会に行われた」と認定したといえる。

なお、本件事案は、前記前橋地裁桐生支判及び福岡地小倉支判の事案と同様、Aにおいて、強盗の被害者であるV<sub>1</sub>の反抗抑圧状態を維持継続した状態でV<sub>5</sub>が殺害されている点を強盗行為の継続性を認め得る事情と考えられなくはないものの、V<sub>5</sub>がその殺害直前に覚醒した旨の判示部分からすれば、V<sub>5</sub>は、V<sub>4</sub>らに対する強盗殺人行為の間、Aによる強盗行為の相手方となっておらず、そもそもAによる反抗抑圧状態下にはなかったと考えられ、この点において、前記各判決の事案と異なっていたと思われる<sup>69)</sup>。

#### (5) 千葉地判平成17年11月16日LEX/DB文献番号28110308

##### (a) 事案の概要

Aら5名は、共謀の上、路上を歩行中の女性から金品を強取しようと企て、H15.12.22 AM4:20頃、千葉県茂原市の路上を歩行中のV<sub>1</sub>(当時17歳)及びV<sub>2</sub>(当時17歳)を認めるや、V<sub>1</sub>に対し、暴行を加えてその反抗を抑圧した上、V<sub>1</sub>の所有又は管理に係る現金等在中の手提げバッグを強取した。次いでAらは、V<sub>2</sub>に暴行を加えてその反抗を抑圧した上、V<sub>2</sub>所有の現金等在中のバッグを強取し、V<sub>2</sub>を同所付近に停車中の普通乗用自動車に運び込み、その反抗抑圧状態の継続下においてわいせつ行為に及んだ後、本件強盗の終了時点から約40分経過後のAM5:00頃、本件強盗の現場から走行距離にして約10キロメートル離れ

69) V<sub>5</sub>殺害後のV<sub>1</sub>に対する傷害は、判文の限りでは強盗傷人罪で起訴されていないようである。検察官がV<sub>5</sub>殺人まで強盗殺人罪により起訴したことからすれば、V<sub>1</sub>が強盗の被害者であり、V<sub>1</sub>への傷害行為時までV<sub>1</sub>の反抗抑圧状態が維持継続していたことから、V<sub>1</sub>に対する傷害が強盗傷人罪で起訴する余地もあったように思われる。しかし、V<sub>1</sub>に対する傷害がV<sub>1</sub>の発言に立腹したという突発的事情によるものであること、それ以前の殺人行為との態様の異質性から、検察官は強盗傷人罪により起訴しなかったのではないかとと思われる。

た同市内のトンネル内において、 $V_2$ がAらのうちの1人と顔見知りであると判明したことから、犯行の発覚を防ぐ方策を相談し始め、遅くともその30分くらい後に $V_2$ 殺害の共謀を遂げ、同車で $V_2$ を前記トンネルから約19.3キロメートル離れた同県東金市の敷地内に連行した上、AM6:30頃、同所において、同女を絞殺した。

(b) 判示

Aらの弁護人は、 $V_2$ 殺人は、 $V_2$ に対する強盗行為の終了後、わいせつ行為をする目的で $V_2$ をら致した後新たに生じた殺意に基づいて行われたものである上、両行為の間には時間的・場所的な隔りがあるから、 $V_2$ 殺人は $V_2$ への強盗行為の終了後これとは別の機会に行われたものであって、強盗殺人罪は成立しない旨主張したところ、本判決は、次のとおり判示し、 $V_2$ に対する強盗殺人罪の成立を認めた。

まず、本判決は、狭義の強盗の機会性につき、次の判断枠組みを示した。

すなわち、「強盗致死傷罪は、強盗の機会には人を死傷させるような残虐な行為を伴うことが多いことから、強盗犯がその機会に人を死傷させる行為を特別の犯罪類型としたものと考えられ、強盗殺人罪が成立するためには、当該殺人行為が強盗の機会に行われたことを要し、かつそれで足りると解すべきである。そして、強盗行為と殺人行為が時間的・場所的に離れていたとしても、そのことから直ちに強盗の機会性が失われるものではなく、両行為の間に時間的・場所的乖離がある場合において当該殺人が強盗の機会になされたものといえるかどうかは、上記強盗致死傷罪が設けられた趣旨に照らし、強盗行為と殺人の被害者との関係、強盗行為と殺人行為との時間的・場所的乖離の程度、強盗行為により生じた状況の継続性等の客観的事情及び殺人の犯意の発生時期、殺人の動機ないし目的等の主観的事情を総合して、客観的・主観的に殺人行為と強盗行為との間に強い関連性が認められるかどうかという観点から判断すべきものと解される」とした。

また、本判決は、弁護人の上記主張に対しては、強盗犯人が強盗行為により反抗抑圧状態にある被害者を強姦し、次いで殺害した場合に強盗強姦罪と強盗殺人罪が成立することとのアナロジーから、強盗と殺人の間に別の犯罪が介在、あるいは、別の犯罪を犯す目的で強盗の現場を離れたことから直ちに狭義の強盗の機



会性が失われたい旨判示し、Aらが強制わいせつ目的で強盗現場から離れた本件事案でも前記判断枠組みにより強盗殺人罪の成否を検討すべきであるとした。

そして、本判決は、次のとおり、V<sub>2</sub>に対する強盗殺人罪の成立を認めた。

すなわち、「本件においては、強盗の被害者と殺人の被害者は同一である上、Aら5名は、本件強盗行為によって完全に反抗を抑圧された状態の本件被害者を乗用車に運び込み、同車を走行させてかかる反抗抑圧状態を維持、継続し、トンネル内においてももはや反抗する気力を喪失しているV<sub>2</sub>をAら5名で取り囲むなどして、本件強盗行為の後も終始直接V<sub>2</sub>を支配下に置くことにより、本件強盗行為による反抗抑圧状態を維持、継続して本件殺人に至っている。このように強盗の被害者を引き続き直接の支配下に置くことにより強盗行為によって生じた反抗抑圧状態が維持、継続されている場合には、強盗の現場における犯罪状況が延長されているともいうことができ、強盗との時間的・場所的乖離が強盗の機会性の有無に及ぼす影響の度合は、単純に犯人が強盗の現場を離れ、強盗との客観的つながりが中断した場合とは異なるというべきであり、両者を同列に論ずるのは相当でない」とした。

さらに、本判決は、①強盗現場からトンネル内までの約40分、約10キロメートルという時間的場所的乖離については、V<sub>2</sub>を拉致したのはV<sub>1</sub>による通報可能性等を踏まえてのことであり、移動手段が乗用車であり、V<sub>2</sub>は強盗の被害者で反抗抑圧状態が維持継続されていたことから、強盗の機会性を失わせるものではないこと、②トンネル内での相談開始からV<sub>2</sub>殺害までの約1時間30分、約19.3キロメートルという時間的場所的乖離も、その間、V<sub>2</sub>への対処を相談、殺害の共謀、捜査の及び難い場所への移動、V<sub>2</sub>殺害という各段階を遂行するためのものである旨判示し、「本件殺人は、強盗行為の終了後に主としてわいせつ行為をする目的で強盗の現場を離れ、強制わいせつ行為の後に生じた殺意に基づくものとはいえ、本件強盗行為により生じた状況の継続性はもとより、本件強盗との時間的・場所的継続性もこれを肯定することができる」「本件殺人はまさに本件強盗の被害者を殺害することによって本件強盗等の犯行の発覚を防ぐために行われたのであり、その点で本件強盗と本件殺人の間に密接な関連があることは明らかである」「以上によれば、本件殺人は、客観的にも主観的にも本件強盗と強い関

連性を有するということができ、本件強盗の機会に行われた」とし、V<sub>2</sub>に対する強盗殺人罪の成立を認めた。

(c) 分析

本判決は、まず、強盗と殺人との間に時間的場所的乖離がある事案において、強盗行為と殺人行為との間の客観的事情（被害者の同一性、反抗抑圧状態の維持継続の有無、時間的場所的乖離の程度）と殺人行為の主観的事情（殺人犯意発生時期、動機・目的）を総合検討し、強盗行為と殺人行為との間に強い関連性が認められる場合は、狭義の強盗の機会性が認められるとした。このように、強盗行為と原因行為との間の客観的要素及び主観的要素を判断要素とし、原因行為時における強盗行為の継続性及び強盗行為と原因行為との関連性を検討して狭義の強盗の機会性を判断する手法は、これまでの判例及び裁判例を踏襲したものである。

本判決の「強制わいせつ行為の後に生じた殺意に基づくものとはいえ」（下線部は筆者）との部分及びそれ以降の判示からすれば、前記客観的事情から殺人行為時における強盗行為の継続性が認められれば、殺人の犯意発生時期はさほど重要ではないことを示したものといえよう<sup>70)</sup>。

また、本判決が弁護人の主張に対し、強盗犯人が強盗の機会に強姦の犯意及び殺意を生じさせて強盗の被害者を強姦して殺害した場合に、強盗強姦罪及び強盗殺人罪が成立する<sup>71)</sup>のと同様、強盗と殺人の間に強制わいせつ行為が介在していたとしても、直ちに強盗殺人罪の成立を妨げるものではない旨示すのは、強盗行為による被害者の反抗抑圧状態が維持継続していることにより強盗現場における状況が継続していることを前提とするものである。したがって、これを敷衍すれば、例えば、被害者に対するリンチ目的、監禁目的、復讐目的等から強盗現場から被害者をら致し、監禁、暴行等に及んだ場合においても、客観的事情から強盗行為の継続性が認められる限り、その後の死傷の原因行為に対して強盗致死傷

---

70) 前記前橋地裁桐生支判昭和56年3月31日も、被告人の被害者に対する殺意発生時期が強盗行為の約5時間後の被害者殺害直前であったものの、「被告人がV<sub>2</sub>を強姦し、殺害する意思を生じた時期が右強盗の実行行為の後であることは強盗強姦罪及び強盗殺人罪の成立を妨げる事情とはいえない。」と判示しており、これら裁判例が同様の立場に立っていることが窺える。

71) 大判昭和10年5月13日刑集14巻513頁、通説。

罪が成立することがあり得ることとなる。

さらに、本判決は、これまで検討した裁判例と同様、強盗行為と殺人行為との間の事実経過の詳細な検討を行った上で、その間、前記反抗抑圧状態が維持継続されていたこと、Aらの犯行発覚防止に向けた相談検討準備をしていたことをむしろ両行為の時間的場所的継続性を肯定する事情としている。これは、これまでの裁判例にない判断手法であるといえる上、裏を返せば、強盗の被害者が反抗抑圧状態下にあったとしても、強盗犯人により当該状態が維持継続されているといえず、強盗行為と原因行為との時間的場所的乖離の理由が原因行為の準備等の原因行為に結びつく合理的なものではなければ、240条の適用を否定することもあり得る旨示しているともいえよう<sup>72)</sup>。

#### (6) 和歌山地判平成17年4月27日LLI判例秘書判例番号LO6050160

本判決は、強盗犯人が被害者を仮死状態に陥れてから、4日後に殺害した行為に強盗殺人罪の成立を認めたものである。千葉地判平成17年11月16日より前のものであるが、被害者の反抗抑圧状態の維持継続という判断要素の限界をみる上でこの位置に掲示した。

##### (a) 事案の概要

Aは、借金の返済に窮しながらもホステスらと遊興を続け、手持ち資金が不足したことから、H16.10.5、当時同居していた実母Vに無断で、Vのキャッシュカードを持ち出し、その預金口座から50万円を引き出してホステスに与えるなどして費消した。

Aは、11.2、和歌山県内の自宅八畳間において、Vから預金の引き出しにつき厳しく説明を求められたことから、Vを殺害してその金品を強取しようと決意し、PM3:00頃、同間において、Vの頸部をネクタイで絞め付け、意識不明

---

72) この点について、橋爪・前掲注19)111頁が、強盗行為説の立場から、強盗行為に認められる固有の危険は、行為者の加害意思が失われない限り、行為者が被害者を実質的に支配している間、継続しており、その間の殺傷行為は240条の罪を構成するものの、そうだとした場合、被害者を解放しない限り、いつまでも強盗の機会が継続しているというのではなく、被害者の反抗抑圧状況、行為者の加害意思が継続する時間的範囲には限界があると思われると述べている点が参考になる。

の状態にしてその反抗を抑圧し、PM3:30頃、V所有の現金及びV管理にかかるキャッシュカード1枚を強取した（以下「第一行為」という）。

Aは、その後外出先から帰宅した際、意識不明状態のままVが生存しているのを確認したものの、そのうち死亡するものと考えてそのまま放置し、外出してVの預金を下ろすなどしてホステスに渡すなどしていたが、11.6夕刻ころになっても、Vが死亡しないことから、自己の犯跡を隠蔽したまま同女の預金を費消し続けるためには、Vを殺害するほかないと決意し、PM5:00過ぎ頃、同所において、Vの頸部を両手で強く絞め付け、よって、そのころ、同所において、Vを窒息死させた（以下「第二行為」という）。

(b) 判示

「第一行為から第二行為まで約4日という間隔が空いており、第一行為時に既に財物奪取が完了し、その後第二行為までの間に被告人が自宅からの外出と帰宅を繰り返して仕事や遊興をしているとの事情がみられるけれども、両行為が全く同一の場所で同一の被害者に対して行われたものであること、Vが第一行為によって惹起された意識不明状態から回復しあるいは何らかの自律的行動をとった形跡がなく、Vの状況にほとんど変化のないまま第二行為時に至ったものとみられること、被告人は第一行為後も一貫して、強取した金品を使用しつつこれに伴う利得を自己の手中に確保し続けることを望み、自己の犯跡を隠蔽するためにはVに死んでもらうほかないと考えていたため、何らの救命措置もとらずに同女を放置し続けており、放置という不作為状態を挟んだ両行為間でVに対する強盗殺人の犯意が前後一体となって継続しているとみられること……（中略）……第二行為においては同女の頸部を強く絞めるという点で第一行為と共通する態様の行為によって第一行為時に既に企図されていた結果を最終的に実現したものであり、第一行為のいわば延長線上にあるものといえることなどを総合的に考慮すると、第一行為と第二行為の間には実質的な関連性が認められ、第二行為が新たな決意に基づいて強盗とは別の機会になされた別個独立の行為と認めるに足りる他の事情も存在しない。

以上に照らせば、本件殺害行為（第二行為）は強盗の機会になされたものというべきであるから、被告人には刑法240条後段の強盗殺人罪が成立する」。

## (c) 分析

本件事案は、強盗行為から殺害行為まで4日の間隔があることから、強盗行為から殺害行為までの事実経過を検討した上で、強盗行為と殺害行為の場所及び被害者の同一性、強盗→犯跡隠蔽のための放置→殺人という犯意の継続性、当該犯意の下被害者放置という不作為が介在していること、強盗行為と殺害行為との態様の共通性から原因行為時が強盗行為の延長線上にあること<sup>73)</sup>などから、強盗行為と原因行為との関連性を認めて狭義の強盗の機会性を肯定している。本件事案では、4日間という間隔が空いていることから、原因行為時における強盗行為の継続性よりは、両行為の関連性を重視したものと思われる。

また、本判決では、明示的には判示していないものの、被害者の放置という不作為の介在によって、AがVの反抗抑圧状態を「維持継続」していることを重視したとも考えられ、ここから、強盗行為と原因行為との間に相当な時間的乖離がある場合、強盗行為による被害者の反抗抑圧状態を強盗犯人が原因行為時まで維持継続することを狭義の強盗の機会性肯定の必要条件として求めているともいえよう。

本判決は、強盗行為から殺人行為までの4日の間隔、及びその間の強盗犯人の強盗現場からの外出等の事情を前提とした上で、狭義の強盗の機会性を肯定しているところ、Vの反抗抑圧状態の維持継続のみならず、そのほかの客観的主観的な判断要素から狭義の強盗の機会性を判断しており、これまで検討した判例及び裁判例の流れに沿ったものといえる上、前記千葉地判平成17年11月16日と同様、反抗抑圧状態下における強盗致死傷罪の成立の限界基準を示すものともいえよう<sup>74)</sup>。

## (7) 東京高判平成23年1月25日高刑集64巻1号1頁

本判決は、強盗犯人が強盗から罪証隠滅行為までの計画を有していた事案において、当該計画にほぼ沿った犯罪が遂行された場合において、当該計画の存在及び遂行を狭義の強盗の機会性を肯定する重要な判断要素として示したものである。

73) 4日間という間隔から、強盗行為の「継続性」という用語を避けたものと思われる。

74) 本文の「限界」に関する点について橋爪・前掲注19) 111頁参照。

(a) 事案の概要

Aは、Vから金品を奪おうと考え、それを共犯者であるBに相談すると、BからVを自動車で拉致監禁し、所持金品やV方の金品を強取した上、Vの記憶を飛ばして罪跡を隠蔽するため、Vに覚せい剤を注射して捨ててくるように指示された。そこで、Aは、前記計画を伝えたほかの共犯者4名と共に、H21.6.27 PM8:37頃、Vを拉致して自動車内に監禁して所持金品を強取し、PM10:05頃、V方において、Vのパスポートを強取した。その後、Aらは、PM10:45頃、Vをウィークリーマンション居室内に連れ込もうとしたが、Vに抵抗されて失敗した。

Aは、V方の様子等から更に金品を強取することは困難かもしれないと考え、Bの指示を仰ぐと、Bから、Vをダム付近の小屋まで連行して監禁し、Vに覚せい剤を注射するように指示されたことから、これに従うとともに、Bから指示があれば、Vから金品の所在を聞き出そうと考えた。

Aは、Bの指示を受けながら、前記4名と共に、Vを監禁した自動車で移動し、途中の翌28日AM0:35頃、Bから直接覚せい剤を渡され、Vに覚せい剤を注射して埼玉県秩父市のダムの橋の上から落として殺害するように指示された。

そこで、Aは、前記4名と共にVを監禁した自動車当初の強盗場所から約50キロメートル離れた前記ダムに赴き、AM3:00頃、Aの指示どおりの殺害実行を前記4名に提案したが反対されたため、Vに覚せい剤を注射して人里離れたところに放置することにして、AM3:30頃、前記4名中の1名をして、覚せい剤水溶液をVに注射させ、更にVを監禁した自動車山中に移動した上、AM4:00頃、Vを自動車から降ろして立ち去り、放置した。その後、Vは付近山中において、覚せい剤使用に続発した横紋筋融解症により死亡した。

(b) 判示

まず、本判決は、「Aは、強盗に引き続いて、当初からの計画に従い、強盗の罪跡を隠滅するために、Vに覚せい剤を注射して放置する行為に及び、Vを死亡させるに至ったと認められ、このような強盗の罪跡を隠滅する行為は強盗と一体のものと評価できるから、Vの死亡の原因となった覚せい剤を注射するなどした行為は強盗の機会に行われたということが出来る」として強盗致死罪が成立

するとした。

次いで、本判決は、① A はウィークリーマンションでの監禁に失敗してから現金強取を断念していたこと、②最初の強盗現場から覚せい剤注射まで約6時間・約50キロメートルの時間的場所的離隔から、強盗の機会性が認められないとする弁護人の主張を次のとおり排斥した。

まず、①に対しては、「A は、B から、覚せい剤を渡されて、V 殺害を指示されるまでは、強盗を継続するか、罪跡を隠滅する行為に移るかを決めかねており、その間は強盗から罪跡隠滅に移行する過渡的な状態にあったというべきであるから、強盗の意思を放棄していたということとはできない」とし、②に対しては、「強盗と V の死亡の原因となった行為の場所及び時刻が離れていたとしても、A らは、当初から、罪跡を隠滅するため、V に覚せい剤を注射して放置することを計画し……(中略)……実際にも、その計画に従って行動した……(中略)……場所の点では、A らは、V を監禁している自動車で移動し、常時 V の間近に居続けて、強盗及び罪跡を隠滅する行為に及んだといえるのであり、また、時間の点でも、A は、前述したように、暫くは強盗を継続するか、罪跡を隠滅する行為に移るかを決めかねていたものの、強盗の意思を放棄するや直ちに罪跡の隠滅に向けた行動を開始し、それを行うのに適当な場所まで移動した上、共犯者らと罪跡隠滅の方法を話し合い、V に覚せい剤を注射して放置するに至っている。そうすると、強盗と罪跡を隠滅する行為との間には、連続性ないし一体性があると認められるから、本件強盗の手段となる行為と被害者の死亡との関連性を認め難いとする所論は採用することができない」とした。

### (c) 分析

注目すべきは、A が V に対する強盗行為に及び、引き続き罪跡隠滅のため覚せい剤を注射して放置するという計画の下、客観的にも当初の計画どおりに犯行を行い、V が死亡した場合には、強盗行為と罪跡隠滅行為たる原因行為との一体性が認められ、強盗致死罪が成立するとした点である<sup>75)</sup>。

「一体性」とは、最初から死傷結果を伴う原因行為となり得る罪跡隠滅行為を

75) なお、丹羽・前掲注34) 91頁参照。

も含めた強盗計画の下、当該計画通り行なった強盗行為と罪跡隠滅行為とは行為の客観的側面及び主観的側面の双方からみて一体のものと評価できるという意味と思われ、両行為の関連性と実質的には同義と思われる。

本件事案のように当初から強盗後の罪跡隠滅行為を組み込んだ計画が存在していたことは、これまで検討した判例・裁判例にはない事情であるところ、本判決は、かかる計画をして、前記一体性を肯定する重要な積極的判断要素と位置付けている。

その上で、前記①に対する判示については、本判決の前記一体性に関する判示からすれば、仮に本件事案においてAが強盗及び罪跡隠滅行為計画遂行中に現金強取意思を放棄したとしても、当該計画の遂行がされたことに変わりはないのであるから、強盗致死罪の成立は肯定されていたと思われる<sup>76)</sup>。

また、前記②に対する判示は、強盗行為と原因行為との時間的場所的乖離がある場合に両行為間の事実経過を詳細に検討し、両行為の乖離が強盗行為や罪跡隠滅行為に関する相談や準備のために生じたものであれば、狭義の強盗の機会性を肯定する事情として用いるとの判断手法を示すものであり、前記千葉地判平成17年11月16日と同様である<sup>77)</sup>。

## 5 拡張手段以外の暴行行為に狭義の強盗の機会性を認めた裁判例

これまで検討した判例及び裁判例のうち狭義の強盗の機会性を肯定された原因行為は、いずれも、強盗手段たる暴行、逮捕免脱又は罪跡隠滅状況における暴行といった拡張手段行為であった。しかし、以下に紹介する裁判例は、これらのものとは認め難い行為に狭義の強盗の機会性を認め、240条の適用を肯定している。

(1) 大阪高判平成13年10月16日LEX/DB文献番号28075269

### (a) 事案の概要

76) 玉本将之「判批」捜査研究729号(2012)73頁、橋爪・前掲注19)111頁。

77) なお、川口浩一「判批」平成23年度重判解(2012年)160頁は、本件事案における、AらのV殺害行為は「新たな決意」に基づくものであるとして、本判決は、最高裁判例の強盗の機会の理解を拡張させたものとするが、本文の分析からすれば、かかる理解は疑問である。



A は、H 12. 2. 28、A 及び V らの勤務する富山県魚津市の人材派遣会社の寮において、V に対し、A の内妻 B のパンティを見たなどと因縁を付けて暴行を加え、V が A を極度に畏怖して反抗できなくなったのに乗じ、V から金員を強取しようとして企て、同人に 300 万円を支払う旨の念書を書かせた上、2. 29～3. 2 PM 6: 00 過ぎ頃までの間、V を普通乗用自動車に乗せ、時折 V をして同車の運転をさせ、大阪府下及び和歌山県内等を連れ回し、その途中、同人に「300 万円とないかせえ」などと語気を荒らげて脅迫するなどして、V が消費者金融から借り受けた現金合計 28 万 5000 円を強取し、その間及び 3. 3 PM 11: 30 頃までの間、A の運転態度等に憤激して、A に同行していた B や C と共謀の上、合計 4 度にわたり、V に殴る蹴る等の暴行を加え、その一連の暴行により同人を全身打撲による内出血により死亡させた。

(b) 判示

原判決は、A に対する強盗致死罪を認めたところ、弁護人は、A らによる V 死亡の可能性のある暴行は、V の危険な運転行為を止めさせるためのものであり、当該暴行の時点では金策は尽きており、A らは V から金員を奪う意思を放棄していたから、強盗の機会性は認められないなどとして控訴した。これに対し、本判決は、次のとおり、A らの暴行の狭義の強盗の機会性を認め、弁護人の控訴を棄却した。

「①本件強盗は、反抗を抑圧した V を車で連れ回して、同人に種々金策を試みさせ、それが成功したときはその現金を奪うという態様のものであって、その金策の試みも、消費者金融で借り受けさせようとしたり、商店で貴金属等をローン購入させようとしたり、更には、V の預金の払い戻しや保険の解約をさせようとしたりなど、いずれも A の思いつくままになされていたこと、② V は、A から暴行を受けた時点でも、依然 A に反抗を抑圧されたまま車で連れ回されている最中であり、その時は具体的な金策が予定されていなかったとしても、A がその方法を思いつきさえすれば、V にそれを行わせることができる状況が続いていたこと、③ A が V に約束させた 300 万円は未だ手にしていなく、それまでに V から奪った金員で A が満足したような様子も見受けられないこと、④ (筆者注: 3. 2 PM 6: 00 過ぎ頃最後に V から) 現金を受け取ってから、約 4 時

間後及び8時間後に暴行が行われており、強盗行為から時間もそれほど長くは経過していないことの諸点が指摘できるのであって、Aらが暴行を加えた時、強盗の機会はまだ終了していなかったというべきである。そして、暴行の目的も、直接は、Vの運転態度に憤激してのものであるが、同人を連れ回す間のAらの意に沿わないVの行為について、同人に制裁を加えて、意に沿うようにしようというもので、同人に対する支配を強め服従させようとする点で、その反抗抑圧状態を維持することと軌を一にしているものとみられるから、決して強盗と無関係なものではなく、強盗の機会の暴行というべきである」。

(c) 分析

本判決は、AらによるVに対する4度の暴行について、前記①から④までの判断要素を摘示して、狭義の強盗の機会性を肯定している。

各判断要素について、これまで検討した判例・裁判例におけるものと比較すると、④の強盗行為と原因行為の時間的關係を指摘している点はこれまでの判例・裁判例と同様である。なお、場所的關係について、各暴行の現場がそれぞれ強盗の現場であるとは認め難い<sup>78)</sup>ものの、①で指摘されているように、本件事案が反抗抑圧状態下の被害者を自動車に乗車させて連行しながらの強盗事案であることからすれば、前記場所的離隔關係は、狭義の強盗の機会性を否定する決定的な要素とまでは言い得ないと思われ、①の指摘はその含意もあると思われる。

また、①、②、③については、被害者を反抗抑圧状態下に置き、300万円を上限として金策のあてを思いついたら、その都度、強盗を行い、原因行為時においても当該状況は継続していたという本件事案の特殊性を指摘するものであって、かかる特殊性はこれまでの事案では見られなかったものであるところ、本判決では、これらの特殊性を原因行為時における強盗行為の継続性を認め得る根拠としている。

---

78) 長井ほか・前掲注32) 39頁参照。なお、同論説では、本判決の事案から、強盗行為と原因行為との場所的接着性は認め難く、原因行為が罪証隠滅行為とも認め難いものの、被告人の被害者に対する犯行にとって最後の強盗は一連の強盗の一部であり、死傷の原因となった行為は更なる強盗につながり得るもので、一連の強盗の一部であったともいえるとして、原因行為を強盗の手段ともみうる側面があることをも本判決が強盗の機会性を認めた事情の一つであるとする。

その上で、本判決は、本件事案が原因行為の直接の目的が、Vに憤激してのものであるとした上で、それでも当該原因行為がVの反抗抑圧状態を維持することと同視でき、強盗と無関係な暴行ではないとして、狭義の強盗の機会性を肯定しているところ、強盗行為と暴行行為とが時間的にはさほど離れておらず、意に沿わないVを意に沿うように暴行しながら、金策を思いついたら一定額に達するまで現金を強取するとの行為態様及び主観的意図の共通性をして、原因行為が反抗抑圧状態を維持する行為と同視できる根拠にしているといえる。

本判決は、事案が特殊である点に一定の留保が必要であるものの、拡張手段とは認め難い原因行為であっても、客観的主観的事情の両面から被害者の反抗抑圧状態を維持する行為と同視できれば、強盗致死罪が成立する場合があることを示している。

(2) 東京高裁平成15年5月22日判時1861号143頁  
及び東京高裁平成15年5月15日判時1861号143頁

本判決は、元々は暴力的欲求からの拉致・暴行に端を發した連続的暴行中に、強盗行為が介在し、その後も前記欲求からの暴行が殺意に基づく行為にまで継続発展し、被害者が死亡した事案において、強盗殺人罪の成立を肯定したものである。

(a) 事案の概要

Aは、B及びCと共謀の上、H13.6.20 AM4:20頃、千葉県船橋市所在のアパート前において、通行中のVに対し、こもごも、金属バット等でVの顔面等を多数回殴打した後、同人をA運転の普通乗用自動車に乗せた上、AM4:40頃、同所付近から同市内所在の千葉県立船橋県民の森方面に向け走行中の同車内において、Vから金員を強取しようとして、こもごも、手拳でその顔面等を数回殴打し、Aが金属バットの先端でVの顔面を数回突くなどの暴行を加えるなどしてVの反抗を抑圧した上、V所有に係る現金5000円を強取し、AM4:50頃、Vを乗車させた場所から約11キロメートルの前記県民の森付近の林道上でVを降車させ、Vを金属バット等で殴るなどしながら、同所から数十メートルの山林内に連行し、AM4:55頃からAM5:25頃までの間、前記山林において、

Aら3名が、Vが死亡するに至るかもしれないことを認識しながら、金属バットでその頭部等を多数回殴打するなどし、Vに頭部亀裂骨折、くも膜下出血等の傷害を負わせ、そのまま、同所にVを放置して逃走した。Vは、AM6:35頃、前記暴行場所から数十メートル離れた林道端で倒れてうめいているところを通行人に発見され、救急搬送されたものの、AM6:50頃、上記傷害に基づく外傷性ショックにより死亡した。

(b) 判示

原判決(千葉地判平成14年6月20日)は、共同被告人A及びBについて強盗殺人罪等が成立するとした<sup>79)</sup>ところ、両名の各弁護人は控訴した。その論旨は多岐にわたるものの、強盗殺人罪の成立に関し、Aの弁護人は、V殺害行為が憂さ晴らし目的であり、強取と殺害との時間的場所的乖離があることなどから、強取行為とは別個独立の行為と評価される旨、Bの弁護人は、強盗の機会における殺害行為には、財物奪取・確保や逮捕を拒ぎ、あるいは証拠隠滅など強盗行為との関連性が必要であるが、本件殺害行為はこれを満たさない旨、それぞれ主張した。

これに対し、本件各控訴審判決<sup>80)</sup>は、次のとおり、原判決の判断は正当であるとして各控訴を棄却した。

まず、Aに対する控訴審判決は、「本件は、一時間余りの間、同一の被害者を終始支配下に置く中で順次敢行された暴行に端を発する強盗及び殺人を内容とする行為であり、死の結果が、被告人らの財物奪取行為に関連性のない者に生じたものではなく、まさに財物奪取の客体であった被害者本人に生じていることに加え、被害者の死の結果も、その機会に発生したというだけでなく、被告人ら強盗犯人の殺害行為から生じているのであるから、強取と殺害との間に密接な関連性があることが明白である。もとより、原判決が説示するように、本件における強

---

79) 千葉地裁判決(LLI/DB判例秘書判例番号LO5750712)は、V殺害行為が強盗の機会における行為である理由について、①AらがVを車内に拉致した直後、(その後の)V殺害場所にVを連行する計画を立て、同車内で強取したこと、②Vを車に乗せた地点から前記場所までは車で約20分程度の距離であることから、V殺害行為と強取行為が時間的場所的に接着していることを挙げている。

80) Aについて平成15年5月15日判決宣告。Bについて同月22日判決宣告。

取行為と殺害行為との時間的場所的な接着性も肯認できる。してみると、本件殺害行為が『強盗の機会』になされたものであることは、疑いを容れる余地がないというべきである」とした。

さらに、同判決は、次のとおり判示し、弁護人のAらの殺害行為が憂さ晴らし目的であることなどから強盗の機会性がないなどとする主張も排斥した。

「本件の経過を見れば、Aらは、その暴力的欲求のはけ口として偶然通りかかったVを捕捉して、本件当日AM4:20頃、アパート前で暴行に及んだのを皮切りに、移動中の車内等で3人がかりで暴行を加え、さらに、前記山林に場所を移して未必的な殺意をもって暴行を継続し、AM5:25頃、Vを放置して同所を立ち去り、Vを死亡させたものであって、その犯意は……単純な暴行の故意から未必的な被害者殺害の故意にまで段階的に発展したもので、発展的経過をたどった一連の行為と見るべきものである。他方、本件の強取は、アパート前及び自動車に押し込んだ当初の暴行による被害者の畏怖状態に触発され、これを利用して敢行されているほか、被告人が自認しているように、強取に向けて更に加えられた暴行脅迫にも、憂さ晴らしなど、暴力的欲求充足の側面も並存しており、殺害行為にまで至る一連の暴行の一部となっているのであるから、このような一連の暴行が、強取の実質的な手段となっているといえるとともに、この強取行為の介在は、上述の殺害行為にまで至る暴力的行為の発展の過程を断絶させたり、変容させてはいないのである。したがって、所論が指摘する本件事案の経過は、本件一連の行為を強盗罪と殺人罪とに分断して評価すべき根拠となるものではないというべきである」。

なお、Bに対する控訴審判決は、BらのV殺害行為が強盗の機会性を有する点について、Aに対する判示の前段部分と同旨の判示をしてBの弁護人の主張を排斥しているが、Vに対する殺害行為と強取行為との密接関連性については、Bの弁護人の主張に応えるかたちで、「所論が掲げる、殺害行為が財物奪取・確保や逮捕を防ぎ、あるいは証拠を隠すために行われたなどの場合と同様、強取と殺害との間に密接な関連性があることが明白な事案である」と判示した。

### (c) 分析

本件各控訴審判決は、V殺害行為の狭義の強盗の機会性を肯定する点として、

Vへの暴行行為、強取行為、殺害行為という一連の行為の密接関連性と両行為の時間的場所的接着性を挙げている。

これまでの判例・裁判例で多くみられた原因行為時における強盗行為の継続性の点は、当初強盗行為がなされた事案において、当該強盗現場や強盗情況の延長線上に原因行為がなされたかという点に着目しているのに対し、本件事案のように、強盗とは別の憂さ晴らし目的から暴行行為がスタートし、途中で強盗行為が介在し、その後、暴行が発展して死亡した場合には、必ずしも強盗行為の継続性の点が強盗の機会性判定に関する適切な指標とはいえないことから、介在した強盗行為とその前後の暴行（原因行為）の関連性に注目することにより、本件事案に即した解決を図ったものと思われる。

もっとも、本件各控訴審判決の密接関連性に関する判断要素は、①約1時間、約11キロメートルという時間的場所的接着性、①同一被害者が終始支配下に置かれていたことであり、これらの判断要素は強盗行為の継続性を肯定するに当たっての判例・裁判例の判断要素と共通しているから、結局、密接関連性という基準を用いた場合も、強盗行為の継続性を用いた場合も、問題となった原因行為に刑法240条の加重処罰を課すことの正当性に関する価値判断に差異はないということになる。

このような考慮の下、本判決は、前記大阪高裁平成13年10月16日判決と同様、強盗の機会における原因行為が財物奪取・確保や拡張手段ではない場合においても、強盗殺人罪の成立を認め得る場合の判断手法を呈示している点で注目すべきである。具体的には、Aに対する控訴審判決における判断手法で明示されているように、強取行為を主と見て、殺害行為との関連性（財物を確保するとか、犯行発覚を防ぐ行為等という点に関連性の根拠を求める）を検討する手法ではなく、Aらの暴行から殺害に至る一連の行為を主として考察する手法を用いている点が特徴的である。そして、本判決は、本件事案が強盗罪と殺人罪に分断して処断されるべきではなく、強盗殺人罪の加重処罰が課されるべき根拠として、①一連の行為にみられる暴力的欲求の充足という共通の主観的事情、②一連の行為による被害者畏怖状態に触発された強盗行為であること、③強取行為も一連の殺害に至る暴行行為の一部となっていること、④強盗行為自体が一連の殺人までに

発展した行為を断絶・変容するものではないことを挙げているのである。

本判決は、いわゆる拡張手段行為ではない行為に対する 240 条の加重処罰を正当化できるとの判断を示しているところ、その実質的根拠は、前記指摘事情からすれば、A らの暴行とそれに対する V の反応に触発されて暴行が更に強盗に発展し、当該強盗による V の反応に触発されて更なる強度の暴行へ発展し、最終的には殺人行為に至ったという事実経過を踏まえると、暴行途中に介入した強盗行為といえども、強盗行為と殺人行為との時間的場所的接着性もあいまって、当該強盗行為の危険性が V 殺人行為及び V 死亡という結果に現実化したと評価できる点に求められるといえよう<sup>81)</sup>。

(3) 広島地判平成 26 年 9 月 10 日 LLI 判例秘書 LO6950491、LEX/DB  
文献番号 25504888

(a) 事案の概要

A は、ほか 6 名と共謀の上、H 25.6.28 AM 4:10 頃、広島市内の駐車場において、V を普通乗用自動車に乗車させ、その頃から AM 5:40 頃までの間、広島県呉市内の市道上まで監禁し、AM 4:10 頃から AM 5:00 頃までの間、同県内走行中の前記自動車内において、V の顔面及び腹部等を多数回殴打し、その顔面等にたばこの火を数回押し付け、その身体に馬乗りになって押さえつけるなどの暴行を加えた後、反抗を抑圧されている V から現金等を強取しようとして、AM 5:00 頃、同県内走行中の前記自動車内において、V の身体に馬乗りになるなどの暴行脅迫を加え、V から現金 4 万 4000 円等を強取するなどし、その頃から AM 5:40 頃までの間、前記自動車内において、V の身体を押さえつけるなどの暴行を継続し、さらに、AM 5:40 頃、前記市道上において、降車させた V の顔面及び腹部等を殴打し、足蹴りするなどの暴行を加え、引き続き、同市道南方約 27 メートル付近山道上に連行し、AM 6:00 頃、共犯者 B 及び C が殺意をもって、順次、V の頸部を両手で絞めつけ、V を窒息死させたが、A には殺意

---

81) 本文の②③及び④は、一連の行為が強盗・殺人行為にまで至った因果性を肯定する要素といえ、そのため強盗行為の危険性が現実化していると評価しているともいえる。同様の指摘として、長井ほか・前掲注 32) 38 頁以下。

がなかった<sup>82)</sup>。

(b) 判示

本判決は、次のとおり、Aについて強盗致死罪の成立を肯定している。

「まず、客観的にみれば、Aらによる金品の強取からVの殺害までの時間は約1時間と時間的に接着しており、その間もVへの監禁状態及びその身体を押さえつけるといふ暴行が継続しており、……(中略)……市道に着いてからの暴行、さらには、殺害行為も、車内での暴行による被害者の無抵抗状態を利用したものであることができる。

車内での殴打、たばこの押し付けなどの主な暴行は(筆者注：前記の市道上到着までには)終わっていたものの、なおAらは、一貫してVに暴力を加えるという目的で走行していたので……(中略)……あるから、この点を強調して、Vに対する市道到着後の暴行が車内における暴行と異質であるとみるのは相当でない。

次に、BがVの殺害を決意するに至った……(中略)……主な目的が(筆者注：検察官の主張どおり)犯行発覚を防ぐことであったとは認められない。しかしながら、Bの殺意がVに対する個人的な心情やBの性格によって生じた……(中略)……側面があるとしても、BらのVに対する暴行が車内で単に殴打するということから殺害行為にまで発展したのは、車内においてBの暴行が激化するのを誰も反対したり制止したりすることなく、むしろ、Vから金品を奪う際には、Aを含む共犯者らの誰もが賛同し、車内が高揚した雰囲気となったことが影響して……(中略)……いる。

そうすると、Bの暴行が激化し、Vを殺害するに至ったことについても、車内における強盗を含む一連の犯行が影響を及ぼしているということができる。これらに加え、Aを含む共犯者らは、Bらによる殺害行為からそれほど時間が経過しない間に、奪い取った金銭を分配しており、Vが死亡することによって強盗で得た金銭の分配が確実となったという側面もある。

以上の点を総合的に考慮すると、B及びCによるVの殺害行為は、強盗の機

---

82) 判文上、Aは普通乗用自動車の運転手であったと考えられる。



会において生じたものと認められ、被告人に強盗致死罪が成立する」。

(c) 分析

本件事案は、一連の暴行の途中で強盗行為が介在し、その後殺害行為に発展したという点が、前記東京高判平成15年5月22日等と類似していること、V殺害が犯行発覚防止目的であるとの検察官の主張を排斥して240条の適用を肯定していることが注目される。

本判決は、強取行為から殺害までの時間が約1時間であり、その間、同一被害者を監禁して反抗抑圧状態を維持継続した状態で殺害行為に至っていること、車内での強盗を含む一連の暴行と降車後の暴行の目的が共通しており、両暴行に質的相違はみられないこと、強盗を含む暴行がBらによるV殺害行為に影響<sup>83)</sup>を及ぼしていることから、Bらによる殺害行為の狭義の強盗の機会性を肯定する判断要素としているところ、かかる判断要素は前記東京高判と共通しているといえよう。

(4) 小括

このように、前記大阪高判、東京高判と広島地判では、拡張手段とは認め難い原因行為について狭義の強盗の機会性を認めた上で、240条の適用を肯定している。

これらの事案に共通しているのは、いわゆる弱い者いじめ、憂さ晴らし又は暴力的欲求の充足といった目的から出た暴行行為が発展して被害者に対し傷害致死行為や殺害行為に及ぶ中、反抗抑圧状態下にある被害者に対する強盗行為が介在しているという点である。

このような場合において、裁判例は、行為者の暴行から原因行為に至るまでの行為態様、被害者の反抗抑圧状態の継続状況、主観的意図の共通性から、原因行為が強盗の被害者の反抗抑圧状態を維持する行為と同視できる場合（前記大阪高判）、当初の暴行行為から殺害行為までが共通目的に基づき、かつ、発展的経過をたどっており、その発展段階に強盗行為が位置付けられ、当該行為に内在する

---

83) 因果性に読み替えられるであろう。

危険性<sup>84)</sup>が原因行為に対する因果性を有する場合（前記東京高判及び前記広島地判）には、240条を適用している。これは、これらの場合には強盗の機会に残虐な死傷結果を及ぼすことが多いために設けられた240条による処罰が正当化されるとの価値判断に基づくものといえよう<sup>85)</sup>。

## 6 強盗手段たる脅迫の原因行為性 及び原因行為の主観的要件に関する判例及び裁判例

### (1) 概要

強盗手段たる脅迫には、原因行為性以外の狭義の強盗の機会性が認められるのは当然ともいえるところ、当該脅迫の原因行為性を肯定し、当該脅迫と死傷結果との間の法的因果関係が認められる限り、240条を適用するのが通説<sup>86)</sup>といえる。

これに関連し、原因行為に最低限求められる主観的要件について、当該脅迫の原因行為性を肯定する論者の多くは、少なくとも脅迫の故意を要するとするものの、これを越えて前記Ⅱ2(2)の赤ん坊踏み付け事例のように、死傷結果に対し、単なる過失にとどまる場合における240条の適用を否定する<sup>87)</sup>。

一方において、判例は、強盗手段たる脅迫を暴行と解釈した上で原因行為性を認める傾向にあるといえる。もっとも、裁判例は当該脅迫の原因行為性を肯定し、少なくとも脅迫の故意があれば原因行為に求められる最低限の主観的要件に欠けるところはないとするものの、単なる過失にとどまる場合にまで240条の適用を認めた裁判例は見当たらない。以下、判例・裁判例の順に検討する。

### (2) 最判昭和28年2月19日刑集7巻2号280頁

---

84) 強盗の犯意を抱いた被告人が被害者に一般的に反抗抑圧状態に陥れるに足りる暴行脅迫を加えて金品を強取するという強盗行為自体に内在する危険性といえよう。

85) 同趣旨の指摘として、長井ほか・前掲注32) 38頁以下参照。

86) 反対、団藤・前掲注1) 595頁、大塚・前掲注2) 233頁。更に反対説は、原因行為の主観的要件として、少なくとも暴行の故意が必要であるとする。

87) 西田・前掲注6) 186頁、山口・前掲注6) 238頁、佐伯・前掲注6) 91頁等。赤ん坊踏み付け事例においても240条の適用を肯定するものとして、大谷・前掲注2) 252頁、前田・前掲注2) 209頁。なお、赤ん坊踏み付け事例では両説ともに240条の客観的要件が満たされていることを前提としている。

## (a) 事案の概要

A は、B と共謀の上、金員を強取しようとして、S 24. 10. 23 PM 2 : 00 頃、A において V<sub>1</sub> 方付近路上で見張りをし、B において米子市内の V<sub>1</sub> 方に侵入し、同所において、V<sub>1</sub> の内妻 V<sub>2</sub> に対し、日本刀を突き付け「金を出せ」「騒ぐと突き刺すぞ」などと申し向けて脅迫し V<sub>2</sub> から金員を強取しようとしたが、V<sub>2</sub> が右手で日本刀にしがみつき大声を上げたためその目的を遂げず、前記のとおり V<sub>2</sub> が日本刀にしがみついた際、B が日本刀を引いたため、V は右手掌等に全治 2 週間を要する切創を負った。

## (b) 判示

「犯人が被害者に対し前示のような日本刀を突き付ける所為をなせばそれだけでも人の身体に対する不法な有形力を行使したもものとして暴行を加えたといえること勿論であって、かかる際に判示の如く被害者とその日本刀にしがみつき救いを求め、犯人がその刀を引いたことにより被害者の判示部位に切創を負わしめたとすればその負傷は右暴行による結果たること多言を要しないところであるから本件は所論のように強盗が暴行を加えずただ脅迫をただけというような事態ではなく、強盗が暴行により被害者に傷害を加えたとの事案なのである。されば論旨は結局原判旨にそわない事実関係を前提とする所論であり採用の限りでない」。

## (c) 分析

本判決は、日本刀の突き付け行為を暴行と評価した上で、暴行の手段たる暴行から負傷が生じたと判断している<sup>88)</sup>。

すなわち、まず客観的には、B による日本刀突き付け行為を強盗の手段たる暴行と解した上で、当該原因行為と V<sub>2</sub> の負傷結果との間には、V<sub>2</sub> の日本刀しがみ付き及び B による日本刀引き抜き行為が介在していること<sup>89)</sup>を踏まえても法的

88) 本判決以前には、最判昭和 24 年 3 月 24 日刑集 3 卷 3 号 376 頁が、強盗犯人が短刀を被害者に突き付けて脅迫したところ、被害者が短刀を握ったため手を負傷した事案について、原因行為を前記脅迫とした上で強盗致傷罪の成立を認めた原判決を是認している。しかし同判決は、強盗致傷罪を強盗罪と傷害罪の結合犯として刑法 204 条の成立が要件であるかのような判示をする一方で、当該事案のように、強盗と脅迫の結果的加重犯としての傷害の結合の場合にも強盗致傷罪が成立するとしているため、理解が困難と評されており（河村博「判批」研修 449 号（1985）56 頁等）、先例としての価値は乏しいと思われる。

因果関係があること、主観的にはBには暴行の故意があることから、Bに対し強盗傷人罪が成立するとした上で、強盗の共謀関係にあったAは強盗傷人罪の共同正犯が成立するというものであるといえる。

本判決が日本刀突き付け行為を暴行と解した点については、暴行とは、身体に対する不法な有形力の行使であれば足り、人の身体への接触を要しないと解する判例・裁判例の立場<sup>90)</sup>に基づくものといえ<sup>91)</sup>、その後の判例にも同様の判断手法を用いたものがある<sup>92)</sup>。

しかし、その後の裁判例は、脅迫行為の原因行為性を認めている。

### (3) 大阪高判昭和60年2月6日高刑集38巻1号50頁

#### (a) 事案の概要

Aは、Bと共謀の上、Vから金員を強取しようと企て、V運転のミニバイクの後部荷台に乗車し、登山ナイフをVの右脇腹に突きつけ、「騒ぐと殺すぞ、俺の言うとおりにせえ」などと申し向け、同人をして前記ミニバイクを運転させ、両手錠の一方を同人の左手首に、他の一方を同車のハンドルにかけて連結固定するなどの暴行、脅迫を加えて同人の反抗を抑圧した上、さらに「倒れろ」と命じ、同人において命じられたとおりにしなければ殺されるかもしれないと畏怖させて同車もろともその場に転倒させ、同人管理にかかる現金等在中の鞆を強取して逃走した。Vは、前記転倒の際、加療約14日間を要する左肘部打撲挫切創等の傷害を負った。

---

89) 河村・前掲注88) 57頁は、本判決が日本刀突き付けを暴行とし、Vのしがみ付き及び引く行為を因果経過とする判示をしているのは、Bが日本刀を引いたのは、Vが日本刀にしがみ付いたことからこれを取られまいとして反射的に行ったためである疑いが強いと見たためとする。

90) 東京高判昭和25年6月10日高刑集3巻2号222頁、最決昭和39年1月28日刑集18巻1号31頁等、なお、西田・前掲注6) 39頁参照。

91) 学説には、暴行概念を広く解し過ぎていて批判するものがある。例えば、西田・前掲注6) 69頁、山口・前掲注6) 43頁。

92) 最判昭和33年4月17日刑集12巻6号977頁。「ナイフを突き付けて脅迫し」との第一審の認定事実を、「ナイフを突き出して脅迫し」と認定換えすることにより、脅迫及び暴行として240条前段の適用を認めた原判決を正当としたもの。なお、寺尾・前掲注33) 244頁参照。

## (b) 判示

弁護人は強盗致傷罪の原因行為は強盗の手段たる暴行に基づくものであることを要するとして強盗致傷罪の成立を争ったが、本判決は、「判例（最判昭和25年12月14日刑集4巻12号2548頁）<sup>93)</sup>は、これに限らず、強盗の機会においてなされた行為によって致死傷の結果を生じたときにも同罪の成立を認めているのであって、強盗の手段たる脅迫によって被害者が畏怖し、その畏怖の結果傷害が生じた場合に、強盗致傷罪の成立を否定すべき理由はない……（中略）……本件の場合……（中略）……被告人が右のように反抗抑圧状態にある被害者に「倒れろ」と命じる所為は、強盗罪における脅迫に当たる」として、Aに強盗致傷罪が成立するとした。

## (c) 分析

本判決は、強盗の手段たる脅迫が存在し、これと法的因果関係のある傷害結果が発生した場合も、強盗致傷罪の客観的要件を満たすとしたものである<sup>94)</sup>。本判決が強盗現場において、寝ている幼児を殺害した場合に強盗殺人罪が成立するとした最判昭和25年12月14日を引用したのは、機会説の立場からは、もとより強盗の手段たる脅迫も当該行為に含まれるとの考えを示すためといえる<sup>95)</sup>。実質的にも、判例が強盗の機会において死傷を伴う残虐な行為を伴うことが少なくないという点を240条の加重処罰根拠と見ていること<sup>96)</sup>からすれば、当該脅迫行為により死傷の結果が生じた場合においても強盗致死傷罪の適用を除外すべきではないといえる<sup>97)</sup>。一方において、本件事案では、「倒れろ」と命じる行為を傷害の実行行為とする、あるいは、Vを利用した間接正犯としての暴行と解することもできたとの指摘もあり<sup>98)</sup>、その意味で、本件脅迫自体が傷害結果の直接的危険性を内包していて、この意味からも原因行為性が認められやすい事案であったともいえよう。

ところで、本判決は原因行為に最低限求められる主観的要件を明示していない。

93) 本文Ⅲ3(5)参照。

94) 河村・前掲注88) 60頁、川口・前掲注11) 19頁、

95) 内田文昭「判批」判タ560号(1985)66頁。

96) 大判昭和6年10月29日刑集10巻511頁。

97) 寺尾・前掲注33) 244頁。

この点について、Aが「倒れろ」と命令するまでのAの暴行脅迫状況からすれば、Aが前記のとおりVに命じれば、Vがこれに従う状況があったといえることから、Aには少なくとも傷害についての未必の故意はあったと認めることもでき<sup>99)</sup>、本判決が原因行為に最低限求められる主観的要件を脅迫の故意で足りると解したとするのは正確な理解とはいえない。

(4) 福岡地判昭和60年11月15日判タ591号81頁

(a) 事案の概要

Aは、金銭を強取しようと企て、S60.7.26 PM5:35頃、福岡県内の駐車場において、V女が普通乗用自動車の運転席に乗り込んだのを認めるや、いきなり同車の運転席ドアを開け、同女の右脇腹付近に果物ナイフを突きつけ、「静かにしろ、あっちへ行け」と言って、Vを助手席側に移動させ、A自ら同車運転席に乗り込み、「騒ぐと殺すぞ」と言って同車を発進させ、同ナイフを助手席とその上の敷物との間に柄を自己の方に向けてAにおいていつでも取り出せるように差し込んだ状態にしながらいきなり走り中、更にVに対し「金を出せ」などと言って脅迫し、Vの反抗を抑圧したところ、Vは、このままではいずこに連れて行かれて殺されるかもしれないと畏怖狼狽し、Aから逃れるためには同車より脱出する以外方法がないと考え、Aの隙を見て交差点を徐行中の同車助手席から脱出し、よって、加療約1週間を要する頭部打撲等の傷害を負った（なお、AはVが車内に残したバッグから現金を強取した）。

(b) 判示

「刑法240条前段の強盗致傷罪は、傷害の結果が強盗の手段たる暴行から生じた場合に成立するのはもちろんであるが、これに限らず、強盗の手段たる脅迫により被害者が畏怖し、その畏怖の結果傷害を生じた場合にも、強盗致傷罪の成立を否定すべき理由はないと解する……（中略）……本件における同女の傷害は被

---

98) 河村・前掲注88) 59頁、内田文昭「判批」判タ605号(1989) 39頁等参照。なお、被告人が被害者の行為を利用して、同人を死亡させる現実的危険性の高い行為に及ばせた場合に殺人未遂罪を成立させた判例として、最決平成16年1月20日刑集58巻1号1頁参照。

99) 内田・前掲注95) 66頁、河村・前掲注88) 60頁。

告人の脅迫により同女が畏怖したことに起因するものであることが明らかであるから、強盗の手段たる脅迫によって傷害の結果を生じたものとして強盗致傷罪の成立を認めるのが相当である」。

(c) 分析

本判決は、前記大阪高裁判決と同様、強盗の手段たる脅迫により傷害結果が発生した場合も、強盗致傷罪の客観的要件を満たすとしたものであるが、同判決の事案と異なり、本件事案においては、AはVに車外へ脱出するよう命じておらず、Aが暴行の間接正犯であるとか、傷害の実行行為に及んだと評価することは困難であるといえる<sup>100)</sup>。

この点について、果物ナイフの突き付け行為を強盗の手段たる暴行と評価し、果物ナイフ突き付け行為により、Vの車外脱出行為が誘発された結果、Vが負傷したとの構成も可能ではある<sup>101)</sup>ものの、前記事案によれば、Aは果物ナイフの突き付け後、同ナイフについてVを座らせていた助手席とその上の敷物の間に差し込んでおり、突き付け行為自体継続しておらず、VもAの脅迫により車外に脱出する手段以外にないと考える程畏怖するに至って車外に脱出して負傷していることから、Aの前記行為は害悪の告知たる脅迫であり、Vの負傷結果も脅迫によるものと解するのが事案に即しているといえよう。

以上からすれば、本判決は、必ずしも傷害結果発生の直接的危険性を内包しているとは言い難い脅迫行為の原因行為性を認めた上、当該脅迫行為と傷害結果との間に法的因果関係が認められるのであれば240条の加重処罰を負わせるべき客観的要件を満たしており、さらに、当該脅迫行為の認識にとどまる場合といえども、原因行為の主観的要件に欠けるところはないと判断したものと見え、前記学説の大勢と同旨の判断を示したものと見えよう。

その意味で、240条には強盗手段たる脅迫の結果的加重犯を含む<sup>102)</sup>とするのが裁判例の立場であるといえる。

---

100) 内田・前掲注98)39頁。

101) 橋爪・前掲注19)106頁参照。

102) 西田・前掲注6)186頁参照。

(5) 強盗以外の目的があった場合における原因行為性に関する判例  
(最判平成18年6月27日最高裁判所裁判集刑事289号481頁)

学説には、原因行為の主観的要件に関連して、前記のとおり、原因行為の目的が私怨目的等、強盗と関連しない場合には、原因行為性を否定するものがあるところ、本判決の結論を見る限り、判例は原因行為の目的に強盗との関連性を求めていると思われる。

(a) 事案の概要

Aは、マンション居室に5名の中国人と共同で生活していたが、同居人の一部から暴行を受けるなどしたことから、V5名を殺害して報復しようとするに至り、H11.5.23頃から親族に対し、事情を説明して協力を求めたところ、同人から殺人はできないと断られたため、真意を秘して、殺害はせずV5名に対する緊縛強盗により報復したい旨を述べ、親族と強盗の共謀をし、更に6名と順次共謀を遂げた。

共犯者らは、5:25 PM 9:30頃から、前記居室において、来訪者1名を含むV6名を縛り上げ、来訪者に傷害を負わせ、財物の奪取を終えて退出した。Aは共犯者らによる犯行当初は、前記マンション近くの知人方において待機し、共犯者らが被害者らを縛り上げたとの連絡を受けた後、前記マンション居室において共犯者らと合流した。その後の5.26 AM 9:00前頃、Aは、単独で、同所において、同居人であったV5名をサバイバルナイフで刺突するなどして3名を殺害し、残り2名には全治約1か月間から2か月間を要する傷害を負わせた。

(b) 判示

本判決は、Aを死刑に処した第一審判決を維持した現判断を是認せざるを得ないと判示しているものの、原因行為性を含む狭義の強盗の機会性については特に判示していない。

(c) 分析

学説上、本件事案のような、強盗の機会に私怨から被害者を殺傷した場合に240条の適用を否定すべきとの見解も多く見られる<sup>103)</sup>。

103) 密接関連性説から、大塚・前掲注2) 230頁、大谷・前掲注2) 250頁、前田・前掲注2) 207頁等、拡張手段説から、曾根・前掲注6) 138頁等。



もっとも、密接関連性説の論者の中には、致死傷行為が客観的にみて強盗の手段たる関係にあるのであれば、その動機が怨恨を晴らすなどの別にあつたとしても、強盗行為との関連性を認めるべきとの見解<sup>104)</sup>があり、本件のV殺害行為も客観的に見れば、犯跡隠蔽のための殺害と評価することができるので、強盗行為との密接関連性を認めることもできるといえよう<sup>105)</sup>。

また、拡張手段説の論者も、事後強盗類似状況においては、犯人と被害者等との間の緊迫した対立関係があり、当該対立関係を解消するための暴行・脅迫が重大な危険をもたらしうることを240条の加重処罰根拠であるとし、同条の解釈においては、刑法238条所定の目的達成に資する暴行・脅迫として客観化したものが拡張手段と解され、現実に行為者が当該目的を有していたかは重要ではない旨主張しており<sup>106)</sup>、かかる立場からは、本判決の事案でも強盗殺人罪の成立を肯定することができよう。

また、強盗行為説や危険実現説のように、強盗行為と原因行為との客観的関係を重視する立場も、V殺害行為は、客観的に強盗遂行に役立つ行為といえることからすれば、本判決の結論を支持することができるといえよう<sup>107)</sup>。

これまで検討した判例及び裁判例も、強盗行為と原因行為との各態様の客観的な関係性を重視しているといえること、主観的事情においても、Aは、一貫して私怨を晴らす目的を有しており、その意味では、両行為間に目的の共通性も認められることからすれば、本判決の結論は、従来の判例及び裁判例からも十分説明できるものといえよう<sup>108)</sup>。

なお、殺害目的から被害者に暴行脅迫を加えたところ、金品強取の犯意を生じさせて金品を強奪し、その後被害者を殺害した事案について、強盗殺人罪の成立を認めたものとして東京高判昭和37年12月26日下刑集4巻11・12号1012頁

---

104) 中野・前掲注1) 189頁。

105) 例えば、中森・前掲注14) 130頁は、密接関連性説の理解から私怨から被害者を殺害した場合に強盗殺人罪の成立を認めないことについて、「理由がない」と批判する。

106) 橋爪・前掲注19) 104頁。なお、佐伯・前掲注6) 90頁も参照。

107) 井田・前掲注10) 132頁。

108) 本判決に賛同するものとして、安田・前掲注21) 41頁、反対するものとして、丹羽・前掲注34) 91頁、南・前掲注26) 147頁。

がある。

## 7 原因行為の有無

### 及び原因行為と傷害結果との間の法的因果関係に関する裁判例

次に、原因行為の有無及び原因行為と死傷結果との法的因果関係等を検討した裁判例である。法的因果関係一般については本稿の範囲を越える上、紙幅の都合から概要の紹介・検討にとどめるが、次のものがある。

すなわち、

- ① 強盗犯人と被害者が格闘している際に、強盗犯人が存在を認識しない被害者の家人が背後から助太刀しようとしたが、当該家人が強盗犯人と被害者の下敷きとなり負傷した事案において、強盗犯人の行為と当該負傷結果との法的因果関係を否定したもの（札幌高裁函館支部判昭和25年7月3日高刑判特13号203頁）
  - ② 強盗犯人が手斧を持って被害者を脅迫したが、被害者になだめられ、一旦手斧を降ろした際、これを被害者に左手で奪い取られたところ、被害者が板塀に左手を擦ったため左手を負傷し、さらに、逃走した強盗犯人を被害者が追跡した際、同人が右肩等を家屋等に当てて負傷した事案において、脅迫行為と左手負傷との法的因果関係を否定するとともに、右肩等の負傷に対する原因行為自体が認められないとしたもの（神戸地姫路支部判昭和35年12月12日下刑集2巻11・12号1527頁）
  - ③ 強盗犯人が被害者から金品を強取した後、自転車に乗って逃走を開始し、被害者が強盗犯人を追跡しようと自転車の後部荷台を掴もうとしたが、掴めずに路上に転倒して負傷した事案において、強盗犯人の逃走行為の原因行為性を否定し、その他の強盗犯人の行為と負傷との法的因果関係も否定したもの（神戸地判平成14年3月19日LEX/DB文献番号28075157）
- がある。

- ④ さらに、横浜地判平成21年6月25日判タ1308号312頁は、コンビニエンスストアにおいて、強盗犯人がカッターナイフにより店員らに暴行脅迫し、店員が前記カッターナイフを取り上げ、強盗犯人がこれを奪い返そうとしたことから、店員が同僚の店員に投げ渡したところ、同僚の店員が受け取り損ねて負傷し、そ

の後、強盗犯人が自転車に乗って逃走を図ったところ、前記店員が強盗犯人の後方から飛びかかり、同僚店員が同時に自転車後輪を蹴ったため、店員が強盗犯人もろとも転倒したことなどから店員が負傷した事案において、強盗犯人のカッターナイフ奪い返し行為と同僚店員の負傷結果との間に法的因果関係を認めたのに対し、転倒した店員の負傷結果については、当該店員に対する強盗犯人の積極的行為は存在せず<sup>109)</sup>、法的因果関係も認められないとしている。

以上を踏まえると、裁判例は、原因行為には強盗犯人による強盗の客体に向けた積極的な行為が必要である（よって、強盗犯人の逃走行為は原因行為とみなされない）と解し、原因行為と死傷結果との法的因果関係については、当該関係に関する判例の判断枠組み<sup>110)</sup>に沿った検討をしているといえる。

## 8 刑法 240 条の各要件の総合的解釈が問題となった最近の裁判例

最後に、刑法 240 条の各要件を総合的に検討した最近の裁判例を検討する。

### (1) 東京地裁平成 15 年 3 月 6 日判タ 1152 号 296 頁

本判決は、脅迫行為を原因行為と捉えつつ、原因行為と致傷結果との法的因果関係、原因行為の主観的要件を検討したものである。

#### (a) 事案の概要

A は、B と共謀の上、金員を強取しようと企て、H 13.6.6 AM 0 : 55 頃～AM 1 : 00 頃までの間、東京都新宿区所在のビル 2 階にある中国式エステ店（以下「被害店舗」という）に客を装って入った。

被害店舗は、3 階建てビルの 2 階部分にあって、通路を挟んだ 7 つの個室のほか、カウンターのある受付、ソファが置いてある待合室、従業員用の控室、シ

---

109) 橋爪・前掲注 19) 110 頁によれば、本判決の見解のように、強盗犯人の逃走行為がそれ自体を強盗致死傷罪適用のための原因行為と認めない点は学説の一般的理解でもあるとする。更に井田・前掲注 10) 134 頁、佐伯・前掲注 6) 90 頁も参照。

110) なお、近年の判例の法的因果関係の判断枠組みについて、山口淳『新判例から見た刑法〔第 3 版〕』16 頁（2015、有斐閣）、佐伯仁志『刑法総論の考え方・楽しみ方』77 頁（2013、有斐閣）、橋爪隆「危険の現実化としての因果関係 (1)」「同 (2)」法教 403 号（2014）84 頁以下及び同 404 号（2014）86 頁以下参照。

ャワールーム、トイレ及び流しがあるだけで、その広さは受付を中心に歩いても数秒以内で移動できる程度のものであり、出入口もAらが入ってきた1か所だけで、各個室も、カーテンによって通路と仕切られているだけで独立性に乏しく、各個室内にはベッドと小さな棚等が置かれているだけのスペースがあるに過ぎなかった。

Aらは、前記のとおり、被害店舗に入った後、まず出入り口正面の受付カウンターの中にいたV<sub>1</sub>に対して真正けん銃に見せかけたエアガンを突きつけて脅迫し、次いで控え室から出てきた女性従業員に対してもエアガンを突きつけて脅迫し、更には、それぞれ別の個室から通路に出てきた別の女性従業員とその客に対しても順次エアガンを突きつけて脅迫するなどして、その反抗を抑圧し、受付カウンター下の手提げ金庫内から現金約6万円を強取した。

他方、同店経営者V<sub>2</sub>は、受付の西隣の個室において仮眠していたところ、Aらの入店直後頃に目を覚まし、カーテンの隙間から前記Aらの犯行状況を覗き見たことから、難を逃れるため被害店舗西側にある窓から、当該窓の下の建造物上に降りて地上に脱出しようとして当該窓から降りたものの、前記建造物上に降りるのに失敗し、そのまま地上に転落し、よって、同女に全治147日間を要する左手関節開放骨折、左肘脱臼、左肋骨骨折の傷害を負った。

(b) 判示

弁護人は、AらはV<sub>2</sub>に対して暴行、脅迫を加えておらず、同女は、自らの意思で被害店舗内から脱出しようとして同店舗下の建造物上に降りることができず、誤って2階から転落し負傷したのであるから、同女の傷害についてAに責任を負わせるのは相当でなく、Aは強盗罪の範囲内で責任を負う旨主張した。これに対し、本判決は、次のとおり判示し、AにはV<sub>2</sub>に対する強盗致傷罪が成立するとした（なお、便宜上、各判示の段落毎に①以下の記号を振る）。

①「強盗致死傷罪は、強盗の機会には人に傷害等を負わせる行為を伴うことが少なくないことから強盗罪の加重類型として、「強盗（犯人）が人を負傷させたとき」に成立するとされていることからすれば、強盗致死傷罪が成立するためには、単に強盗の現場において致死傷の結果が発生したというだけではなく、通常強盗に付随して行われるような強盗犯人の行為に基づき傷害等の結果が発生した

と評価できることを要する」。

② 「被害店舗内の状況及びAらの犯行態様に照らすと、同店舗内にいた者は、仮にエアガンを突きつけられていなくとも、被告人らからエアガンを突きつけられ脅迫されているV<sub>1</sub>らの状況を目にすれば、Aらに発見されないで同店舗内から脱出することが事実上困難であり、もしAらに発見されればV<sub>1</sub>らと同様に脅迫されるであろうと考えるのが自然であり、AらがV<sub>1</sub>らにエアガンを突きつけて脅迫した行為は、客観的には、その脅迫の威力を同店舗内にいた者全員に及ぼしていたと評価することができる」。

③ Aらは、犯行時V<sub>2</sub>が被害店舗内にいるとの具体的な認識までは有していなかったとは言え、被害店舗内の構造、同店舗が営業中であることをAらが認識していたこと、Aらによる強盗実行後、前記従業員らが次々と現れたことから、「Aらは、同店舗内にはまだAらによって発見されていない者が存在している可能性についても十分認識できたと認められる」。

④ 「Aらは、同店舗内において財物を強取するに当たって障害となる可能性のある者に対しては全て脅迫を加える意図を有していたことが明らかである」。

⑤ 「Aらのように、被害店舗の従業員らにエアガンを突きつけ脅迫するなどの強盗行為に及んだ場合、直接エアガンを突きつけられていない者であっても、恐怖心の余り、難を逃れるために被害店舗から外に脱出しようとして怪我を負うことも考えられることからすれば、V<sub>2</sub>の判示傷害の結果は予測可能な範囲内であったと言える」。

⑥ 「そうすると、Aらにおいて、犯行当時V<sub>2</sub>が被害店舗内にいることについて具体的な認識を有していなかったとしても、Aらは、V<sub>2</sub>の存在について十分認識し得る状況にあり、AらがエアガンをV<sub>1</sub>らに突き付けた行為によって、客観的には、同店舗内にいたV<sub>2</sub>に対しても脅迫が加えられていたと評価できる中で、これによって畏怖したV<sub>2</sub>が上記窓から地上に降りようとして負傷した以上、Aらは強盗致傷罪の責任を負うと解するのが相当である」。

⑦ 「なお、弁護人は、強盗致傷罪における「負傷」の結果は暴行の意思による行為に基づいて生じることを要する旨主張するが、強盗致傷罪の立法趣旨等に鑑みれば、同罪の成立についてそのような限定を加えるべき理由は認められず、弁

護人の主張は採用できない」。

(c) 分析

本判決の構造は、次のとおりである。

すなわち、①において、原因行為性について「通常強盗に付随して行われるような強盗犯人の行為」という限定をかけ、当該原因行為に「基づく」、すなわち、法的因果関係のある結果に対し強盗致傷罪が成立するとしている。

さらに、②において、原因行為を  $V_1$  らにエアガンを突きつけた脅迫行為とした上で、当該「脅迫の威力を被害店舗内にいた者全員に及ぼす」行為であったと評価した。

その上で、③において、A が被害店舗内に他の者も存在する可能性を認識していたこと、④において、A が強盗の障害となる者、つまり、いわゆる強盗の客体となり得る者全員を脅迫する意図を有していた旨認定し、⑤において、A らの前記脅迫行為と  $V_2$  の負傷結果は「予測可能な範囲内」にあったとし、⑥において、A らへの  $V_2$  に対する強盗致傷罪成立を肯定している。また、⑦において、強盗致傷罪の主観的要件については、暴行の意思に基づくことを要しない旨述べている。

①の「通常付随する」との基準は、密接関連性説に親和的なものであるところ、その後の強制わいせつ致傷罪に関する最決平成20年1月22日刑集62巻1号1頁にもみられる。これは強盗行為が持つ危険性の発現といえる行為による死傷結果に対して240条の適用を肯定すべきとの前記Ⅲ5の拡張手段以外の行為に対する240条適用を肯定した近時裁判例の立場と同様であるといえよう<sup>111)</sup>。

②において、強盗の手段たる脅迫行為の原因行為性を認めている点、前記大阪高判昭和60年2月6日、福岡地判昭和60年11月15日を踏襲しているといえる<sup>112)</sup>。

次に、当該脅迫行為と  $V_2$  の傷害結果との間の法的因果関係についてであるが、

---

111) 本文の強制わいせつ致傷罪に関する判例の判断枠組みの検討について、三浦・前掲注26) 22頁参照。

112) 小野寺一宏「強盗致死傷罪の成立が認められた事例」福岡大学法学論叢54巻(2010)4号208頁以下、佐藤陽子「刑事判例研究」北大法学論集56巻(2006)5号2339頁以下参照。

本判決は、AらにおいてV<sub>2</sub>らが存在していることを具体的に認識していなかったことを前提とした上で、②、③及び④の事情を挙げている。さらに、本判決は、⑤で法的因果関係を肯定しているところ、その判断手法は、②において、Aらによる脅迫行為による影響の程度を検討し、③及び④において、行為時の事情を判断基底に入れて検討した上で、⑤において、V<sub>2</sub>の傷害結果は「予測可能な範囲内」であるかを検討している。当該判断手法は、前記札幌高裁函館支部判昭和25年7月3日、神戸地裁姫路支部判昭和35年12月12日を踏襲しているといえる<sup>113)</sup>。

さらに、本判決は、⑦において、弁護人の主張に應えるかたちで強盜致傷罪の成立においては、暴行の故意は不要であるとしている。本判決は、V<sub>1</sub>とV<sub>2</sub>に対する脅迫行為の態様が異なることから、最判昭和53年7月28日のような錯誤論による解決をとっていない<sup>114)</sup>。そうであるとして、本判決は、強盜の客体としてのV<sub>2</sub>に対する脅迫の故意は不要であり、V<sub>2</sub>の傷害結果については過失があれば足りると解している<sup>115)</sup>のか、前記③及び④が、Aらには、店舗内にいる者全員に対する脅迫の概括的故意が認められるかのような判示をしている<sup>116)</sup>ことから、少なくとも負傷結果を及ぼした者に対する脅迫の故意は必要であると解しているのかはにわかには断じ難いといえ、この点については、更なる裁判例の集積が

---

113) 詳細な検討については、小野寺・前掲注112) 208頁以下及び佐藤・前掲注112) 2327頁以下参照。なお、橋爪・前掲注19) 109頁は、本判決の事案において、AらのV<sub>1</sub>らに対する脅迫行為が強盜手段であり、その危険実現としてV<sub>2</sub>が負傷していることから強盜致傷罪の成立を認めることが可能であり、本文の③及び④のような事情を挙げ、Aらにおいて、店舗内にいる者全員に対する脅迫の概括的故意が認められるかのような判断や、②のようにAらのV<sub>1</sub>らに対する脅迫行為がV<sub>2</sub>に対する脅迫行為にも当たり得るとの判断をすることにより、あえてV<sub>1</sub>らに対する脅迫がV<sub>2</sub>に対する(故意の)脅迫行為にも当たるとの評価を経由する必要性は乏しいとする。確かに、本件事案において、強盜手段の脅迫を原因行為とし、当該脅迫と法的因果関係のある(当該脅迫行為の危険の現実化としての)負傷結果にV<sub>2</sub>の負傷も含まれると考えれば、②から④までの判示部分は不要な判示とも思われる。おそらく本判決は、前記法的因果関係の判断において、脅迫行為の危険性の程度、及び行為時の事情として、Aらの認識事情も判断基底に付け加えなければ、法的因果関係を認定するには疑義があると考えたのではないかと思われる。

114) 小野寺・前掲注112) 212頁。

115) 佐藤・前掲注112) 2337頁以下。

116) 橋爪・前掲注19) 109頁。

待たれるといえよう。

(2) 名古屋高判平成27年12月7日 LEX/DB25541867

(a) 事案の概要

Aは、元勤務先の営業所長であったV<sub>1</sub>に恨みを抱いていたことから、V<sub>1</sub>に仕返しをするとともに、V<sub>1</sub>の自宅から金品を強取する目的で、H26.3.4 PM0:30頃に愛知県豊川市のV<sub>1</sub>方に侵入し、在宅していた同人の妻V<sub>2</sub>に対し、催涙スプレーをその顔面に吹きかけ、結束バンド等でその手足を縛るなどの暴行を加えて金品を強取し（以下「①強盗」という）、PM7:00頃、帰宅したV<sub>1</sub>に対し、スタンガンを放電し、結束バンド等でその手足を縛るなどの暴行を加えて金品を強取し（以下「②強盗」という）、さらに、このまま逃走したのでは各犯行が発覚して捕まるのみならず、仕返しをしたことにもならないなどと考え、翌3.5 AM3:00頃、V<sub>1</sub>に対し、殺意をもって金属バットでその頭部を数回殴打した上、V<sub>1</sub>の頸部を包丁で数回突き刺して殺害し（以下「V<sub>1</sub>殺人」という）、AM3:30分頃、V<sub>2</sub>に対し、各犯行の発覚を免れるため、殺意をもって左胸部を包丁で1回突き刺したが、前胸部刺創等の傷害を負わせるのみで殺害の目的を遂げず（以下「V<sub>2</sub>殺人未遂」という）、その後のAM3:45頃、V<sub>1</sub>所有の現金約10万円を強取し（以下「③強盗」という）、引き続き、V<sub>1</sub>の死体、死んでいると誤信したV<sub>2</sub>の着衣及び屋内各所に油類を散布し、ライターで点火して放火し、同居宅を全焼させて焼損した。

(b) 判示

原判決は、V<sub>1</sub>殺人及びV<sub>2</sub>殺人未遂が、その前の①強盗及び②強盗時にV<sub>2</sub>及びV<sub>1</sub>の手足を結束バンド等で縛るなどした後、この拘束状態を解いていない状況で行われていること、Aが、一連の犯行の間、一時的に屋外に出たときを除き、V<sub>2</sub>やV<sub>1</sub>がいる屋内にとどまり続けていたこと、さらに、先行して①強盗及び②強盗の犯行に及んだAが、犯行発覚を遅らせようとする動機も含めてV<sub>1</sub>殺人及びV<sub>2</sub>殺人未遂に及んでいることから、V<sub>1</sub>殺人及びV<sub>2</sub>殺人未遂はいずれも強盗の機会の行為であると認定した。

これに対し、弁護人は、Aが①強盗に続き、②強盗に及んだが、その際に併



せて③強盗にも及んだとする A の原審公判供述に依拠し、V<sub>1</sub> 殺人が②強盗及び③強盗から約 8 時間経過後に行われており、V<sub>2</sub> 殺人未遂が①強盗から約 15 時間経過後に行われていること、また、A が V<sub>1</sub> 殺人及び V<sub>2</sub> 殺人未遂を決意したのは各犯行直前の時点であって、強盗行為とは全く別の V<sub>1</sub> に対する恨みを晴らすとする目的から殺意を生じ、そのようにして新たな犯意を生じたことから、V<sub>1</sub> 殺人及び V<sub>2</sub> 殺人未遂は強盗の機会の行為であるとはいえないと主張した。

しかし、控訴審である名古屋高裁は次のとおり判示して、前記殺人及び殺人未遂行為が強盗の機会における犯行であるとして原判決の判断を是認した。

「まず、強盗犯人である被告人と被害者の双方が民家の屋内にとどまる状況が続き、犯行現場の変動がなかった本件において、所論が指摘する時間の経過は、これにより……（中略）……各強盗（①強盗及び②強盗）によって作り出された場面の同一性が客観的に失われたとか、その場面が客観的に途切れたといえるほどの長時間の経過には当たらないから、この点の所論は当を得ない。

また、原判決も説示するように、……（中略）……（V<sub>1</sub>）殺人及び（V<sub>2</sub>）殺人未遂に及ぶまでの間、V<sub>1</sub> と V<sub>2</sub> の拘束状態は解かれておらず、このことは、A の作出により V<sub>1</sub> らの反抗を抑圧する状態が続いていたことにほかならないから、強盗の場面が客観的に途切れずに続いていたことを示すといえる。そして、関係証拠によれば、A は、当初の段階のものを含む原判決の各犯行を通じ、V<sub>1</sub> に対する恨みを晴らす目的を有していたものであり、その意思内容が大きく変動することはなかったと認められるから、所論がいうように、強盗の犯意の基礎となっていた意思内容と全く異なる意思内容を、V<sub>1</sub> 殺人及び V<sub>2</sub> 殺人未遂の直前に生じ、よって各犯行に及んだものではないと認められる。

以上によれば、V<sub>1</sub> 殺人及び V<sub>2</sub> 殺人未遂の犯行は、被害者に対する恨みを晴らす目的で強盗を企てた犯人が、強盗の目的で被害者らに程度の強い暴行を加え、同人らの反抗抑圧状態を作出した後、時間的、場所的な側面及び犯人の意思内容の側面のいずれでも、引き続き被害者らの生命や身体の安全が脅かされる状況が続いていたといえる延長で、強盗の被害者らを殺害し、殺害しようとしたといえるから、これらを強盗の機会の行為と認めるのに疑問はなく、同旨をいう原判決の説示に誤りはない」とし、さらに、③強盗の時期に関しては、その根拠とする

Aの原審公判供述が信用できない上、仮に弁護人の主張の時期であったとしても、 $V_1$ 殺人行為及び $V_2$ 殺人未遂行為の狭義の強盗の機会性は肯定されるとした。

(c) 分析

本判決では、各強盗行為と $V_1$ 殺人・ $V_2$ 殺人未遂行為の狭義の強盗の機会性については、被害者が同一であり、同一現場において、Aの作出による反抗抑圧状態が継続している間の犯行であるという判断要素を積極的事情として考慮しているところ、これは狭義の強盗の機会性に関する前記判例・裁判例を踏襲したものといえる。

また、Aの殺人及び殺人未遂が恨みを晴らす目的である点が当初から共通している点を主観的な判断要素として挙げているところ、これはAの殺人・殺人未遂行為が「新たな決意に基づく行為」ではないという点を明らかにするための判示部分であり、これも前記判例・裁判例を踏襲している上、強盗行為と原因行為の根底の目的の共通性を狭義の強盗の機会性肯定の積極事情としている点は、前記拡張手段行為以外の暴行行為の根底にある暴力的欲求目的等の共通性を1つの根拠として、狭義の強盗の機会性を認めた東京高判平成15年5月22日等、広島地判平成26年9月10日を踏襲しているともいえる<sup>117)118)</sup>。

さらに、狭義の強盗の機会性を認める上で示した、「時間的、場所的な側面及び犯人の意思内容の側面のいずれでも、引き続き被害者らの生命や身体の安全が脅かされる状況が続いていたといえる延長」における被害者殺害行為という判示部分は、強盗行為の危険の現実化としての原因行為といえるかという点を狭義の強盗の機会性の判断の基準とみる前記の近時裁判例の立場を踏襲したものといえる。

---

117) なお、強盗行為と殺人行為との間に私怨目的があるという点では、最判平成18年6月27日と事案の共通性がみられる。

118) さらに、近時の裁判例として、未確定であるものの、被告人ほか数名において、金品強取目的から被害者を拉致監禁し、監禁中の暴行・脅迫により金品のありかを聞き出してこれらを奪うという計画の下、当該計画途上の被害者監禁中、被告人らのうちの1名において、被害者に暴行を加えて同人を死亡させた事案において、当該暴行が必ずしも強盗の手段であるとか、既に強取した財物確保（又は取り戻し防止）、罪証隠滅又は逮捕免脱といった拡張手段とも評価できない場合であっても、強盗致死罪が成立することを示唆したものとして、東京地判平成28年9月23日LEX/DB文献番号255444365参照。

## IV おわりに

以上、240条の要件に関する判例及び裁判例を分析検討したところであるが、まとめると次のとおりである。

1 判例及び裁判例は、いわゆる機会説に立っているものの、広義の強盗の機会性を240条の客観的要件全体を統合する要件と位置付けた上で、当該要件該当性判断において、狭義の強盗の機会性（原因行為性を含む。）、原因行為と死傷結果との法的因果関係といった客観的要件を検討する傾向にある（Ⅲ）。したがって、判例及び裁判例は、「強盗の機会」との文脈で判断されている場合でもどの場面の問題なのかを明確にして分析検討すべきである。

2 裁判例は、少なくとも強盗の客体に対する積極的な行為がなければ原因行為として認めない。また、原因行為は強盗の手段たる暴行に限られるものではなく脅迫行為も含む（Ⅲ 5 及び 6）。

3 判例は、狭義の強盗の機会性の判断においては、①強盗行為と原因行為との時間的・場所的乖離の程度、②両行為の態様、③両行為における被害者の同一性、④強盗犯人の主観的事情（原因行為の主観的意図の内容及び当該意図の形成時期等）を判断要素としている。その判断手法としては、具体的事案やその特殊性に応じ、①、②、③の客観的判断要素を用いることにより、原因行為時における強盗の現場や情況の継続性、強盗行為の継続性を検討する場合、上記に④も加味した上で、原因行為と強盗行為との関係性（関連性）を検討する場合、両者を検討する場合がある。さらに、④の判断要素は、強盗行為と原因行為との間に一定の時間的場所的乖離が認められる場合において、原因行為が新たな決意に基づく別の機会におけるものかという点を考慮する場合にも用いられる。さらに裁判例は、判例の判断要素のうち、③の点を強盗による客体の反抗抑圧状態を強盗犯人が維持・継続したかという判断要素に具体化し、さらに、強盗行為と原因行為との間に時間的場所的乖離が認められる場合には、その間の事実経過を詳細に検討した上で、前記継続性、関連性及び新たな決意の有無を検討するという精緻な判断手法を用いている（Ⅲ 2、3 及び 4）。

4 これらの判断要素及び判断手法の根底には、具体的事案において、強盗の機

会には残虐な結果が生じ得るという刑事学的見地から、240条が強盗罪の加重処罰規定として設けられたとの趣旨に照らし、同条の適用を正当化できるかという実質的な考慮が働いていると思われるところ、近時の裁判例を踏まえると、究極的には原因行為が強盗行為に内在する危険性の発現と評価できる場合には加重処罰が正当化されるとの判断がされる傾向にあると思われる（Ⅲ 5 及び 8）。

5 強盗犯人の行為が240条適用のための客観的要件を満たしている場合、同人が当該客観的要件に該当する事実を認識（認容）していれば同条適用のための主観的要件も満たしていることとなり、強盗犯人に強盗とは必ずしも関連しない目的（私怨目的、わいせつ目的、監禁目的、虐待目的、単なる立腹等）があったとしても、240条の適用を否定しない（Ⅲ 6）。原因行為において意図した客体以外の客体に死傷結果が生じた場合、当該客体に対する主観的要件について、錯誤論で対処する場合もあるものの、錯誤論を用いることができない場合において、当該客体に対する認識がどの程度必要か否かについての確立した判断は示されていない（Ⅲ 3、6 及び 8）。